

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (2) (20 . 4 定)			
日 時	平成 2 0 年 1 2 月 1 1 日 (木)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 1 5 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	中島委員長、山田副委員長、千葉・大橋・斉藤(陽)・濱本・林下・ 新谷・成田(晃) 各委員		
説 明 員	市長、副市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 生活環境・医療保険・福祉・建設・教育各部長、会計管理者、 小樽病院事務局長、消防長、監査委員事務局長、保健所次長、 選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p style="padding-left: 40px;">委員長</p> <p style="padding-left: 40px;">署名員</p> <p style="padding-left: 40px;">署名員</p> <p style="text-align: right; padding-right: 40px;">書 記 記録担当</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

委員会開催に当たりまして、最初にごあいさつを申し上げます。

昨日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただきまして、委員長に就任させていただきました中島です。大変ふなれで不十分な点は多々あるかと思いますが、副委員長ともども公正で円滑な委員会運営のために努力してまいりますので、委員各位をはじめ市長、理事者の皆さんの御協力をお願いいたします。

なお、副委員長には山田委員が選出されておりますことを御報告いたします。

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、斉藤陽一良委員、新谷とし委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、平成会の順といたします。

共産党。

新谷委員

市立病院の地方公営企業法全部適用について

初めに、病院の問題でお伺いします。

代表質問でもお尋ねしましたが、病院の地方公営企業法全部適用の問題なのですが、経営状況などは新しい管理者の下で運営されていくということで、この収益も予定どおり収支計画を達成できるのかということでお尋ねした際に、「新たに設置する病院事業管理者のリーダーシップの下で職員一丸となつての経営努力があつて、初めて全部適用に伴う効果として経営改善が図られていくものと考えております」ということでしたが、既に道内他都市で全部適用を始めているところに、そこは赤字のところですが、お聞きしました。もちろんその管理者のリーダーシップもあるのですけれども、やはりそれを支えるいわゆる病院局、事務方のほうもそのプロになる必要があるというお話も聞いておりますが、今、数年で職員が異動していくという中で、そういう面でもプロになるという必要があるのではないかと思います。その辺をどのように考え、また何かその施策はあるのでしょうか。

（樽病）事務局次長

今、新谷委員がおっしゃったとおり、病院の経営には事務方として病院独自の診療報酬の件とか、多くの専門職の人たちとのコミュニケーションをとるとかということ調整する意味での事務屋としてのプロというのは必要だと思っております。なかなか年齢が高くなってから行っても難しいものですから、その辺はこれから市長部局とも相談しながら、そういう配置をどうするのか、また病院独自としても若い職員を、病院のプロパー的な職員を育てなければならないという意味で、来年以降考えていかなければならないと思っております。

新谷委員

そのほかについては、代表質問でかなり詳しく聞いていますので、全部適用の問題は以上にしておきます。

市立小樽病院高等看護学院の授業料と入学金について

次に、使用料及び手数料の改定にかかわって、市立小樽病院高等看護学院の授業料の値上げなのですが、かなりの上げ幅です。それと、入学金の新設で5万円ということで、入学生の負担が大きくなるのではないかと思います。授業料は今どのような納め方になっていますか。

（樽病）総務課長

高等看護学院におきます授業料の納入についてですが、現行は月1万円で、年間12万円となっております。この年間の授業料を毎年5月25日付けで、1年分の12万円を納入していただく制度となっております。

新谷委員

一括前納でということですが、今まで家庭の経済的な事情などで授業料が払えない、あるいはそういうことで滞納になっているケースはあるのでしょうか。

（樽病）総務課長

授業料の納入についてですが、確認しましたところ、現在滞納はありません。

新谷委員

この高等看護学院をどうして受験するのかという理由について、すべての人に聞いたわけではありませんが、授業料が安い、入学金もないということで、非常に助かっているということも聞いております。この数年間の受験倍率はどうでしょうか。

（樽病）事務局長

数年までのデータを持っていないのですが、前回は、いわゆる推薦入学枠というのがありますので、一般入試のほうが21人の枠に対して7倍ぐらいの受験倍率になっています。推薦入学が9人となっております。

新谷委員

市立小樽病院高等看護学院を受けた人が、どうしてここを受けたかという理由は聞いているのでしょうか。

（樽病）事務局長

どうして受けたかという調査はありませんけれども、当然そうだと思いますが、やはり小樽、それから札幌を中心に近隣の方が受験されていると考えております。

新谷委員

修学資金の貸付け制度があるのですが、この貸付け状況を教えてください。

（樽病）総務課長

市立小樽病院高等看護学院修学資金貸付規則がございまして、希望する学生に月額1万3,000円を貸付けております。現在、93名の学生がいる中で、23名がこの制度を利用しております。

新谷委員

93名中23名ということですから、結構な人が借りていると思いますが、今回は、授業料の値上げと入学金の新設ということですが、今、経済的に非常に不況ということで勤労者の賃金カット、それから商売、営業のほうも大変に経営が厳しいというときに、授業料を50パーセントも上げて、それから入学金もゼロからいきなりこの5万円というのは、他都市の平均とはいえ影響が大きいのではないかと思います、この辺はいかがですか。

（樽病）総務課長

今回、授業料を値上げすることと、入学金を新設したことに関しましては、基本的には道内他都市で持っている高等看護学校の水準に合わせて改定をしたいというふうに考えておりますが、既に平成21年度から、看護学校、看護師養成所における教育カリキュラムが新しく移行することに伴い、教材・教具の充実をしたいということと、実習期間の確保、また高等看護学院そのものの教育環境の充実に向けた経費の増が見込まれることから、今回の改定による増収で財源を確保して、それぞれの充実に努めてまいりたいという理由から改定に至ったものです。

新谷委員

今回、そういう教育の充実という点ではお金がかかることかもしれませんが、少しずつ上げるとか、そういうことももう少し考えられるのではないかとこのように思います。

それから、授業料を前納できない場合とか、それから修学資金を借りてもなおかつ厳しいという人もいないとは限らないので、そのときには免除制度、減免があると思うのですが、そういうふうにして軽減を図っていただきたいと思いますが、いかがですか。

（樽病）事務局次長

先ほど小樽病院総務課長が申しましたが、実は授業料等の滞納がないというのは、今はもう修学資金の貸付けが、1万円の授業料に対して月額1万3,000円の貸付けまで認めております。

今回値上げをすることによって、平成22年度の学生からこの新しい授業料が適用されることになるのですが、その時点では、やはりその貸付けも授業料に見合ったといいますか、今の水準を保つような制度が必要だと思えます。

新谷委員

そうしたら、今規定されているその修学資金の貸付け額の上限を上げていくということで判断してよろしいですね。

（樽病）事務局長

今はそのように考えております。貸付金についても、卒業後に市立小樽病院に勤めれば、その免除ということもさらにありますので、それも期待しているところです。

新谷委員

看護師という、そういう崇高な使命というか、そういう気持ちで入ってくる方も多いと思いますので、そういう点ではしっかり勉強できるような環境を整えていただきたいと思います。

施設の使用料及び手数料の改定について

次に、使用料及び手数料の改定についてお伺いします。

前回の改定のときは、どういう基準でしたでしょうか。

（財政）中田主幹

前回の平成17年度の使用料及び手数料の改定につきましても、今回の考えと同じように、道内主要都市の平均程度に改定するというところでやっております。

新谷委員

今回も同様に小樽市を入れないで計算したのですね。

（財政）中田主幹

そのとおりでございます。

新谷委員

平成17年度に改定を行った施設の使用料を16年度と比較して幾ら増収となったかという質問をしましたけれども、予定の4,186万円の効果額を上げられなかったとのことでした。それで、その理由は、休館や廃止した施設があることや、指定管理者制度への移行に伴って効果額が少なかったということなのですけれども、今回の見直しについては、3,000万円と試算している効果額は、使用料及び手数料によっては経年的に利用件数等が減少しているものもありますし、実際の効果額は変動するものと思われると御答弁されておりましたが、それはどの部分でそう考えるのか、いかがでしょうか。

（財政）中田主幹

今回の効果の見込み3,000万円につきましては、あくまで平成20年度の予算見積り上の利用件数なり回数を基に、それを固定して影響額を掛けて算出しております。実際には、施設によって経年的に利用が落ちている部分もございますので、それについても考えていますけれども、施設的に見ますと、現在は指定管理者に移りました市民会館とか市民センターなど利用件数が若干落ちていた部分があります。今回につきましても、スポーツ施設といったものにつきましても経年的に少し落ちている部分がございますので、そういうような影響も人口減に伴っての利用減とかということが考えられると思えますけれども、そういうものの影響は若干出るというふうには考えております。

新谷委員

資料を出していただきまして、スポーツ施設利用者数の平成17年度の改定前と、それから19年度まで出していた

だきました。これを見ますと、やはり利用者が減っているということがわかります。若干伸びているところもありますが、桜ヶ丘球場、それから弓道場で利用が増えておりますが、これはどういう理由でしょうか。

（教育）生涯スポーツ課長

桜ヶ丘球場等の利用者の増につきましては、各競技団体の大会等が今回多かったということが利用増につながっております。

新谷委員

テニスコート、この庭球場の利用料金を改定しなかったわけは何ですか。

（教育）生涯スポーツ課長

庭球場につきましては、道内主要都市の平均値という形で 8 市の平均値をとりまして、平均額が 1 時間につき 350 円ということで、小樽市の 350 円と同額であることから、今回は、据置きとしているところでございます。

新谷委員

ちょっと一面的な見方で申しわけないのですが、傾向として、利用者が増えている施設は値上げをしないで一定の効果を上げているような気がするのですが、使用料で値上げ幅が大きい弓道場は 33.3 パーセントの引上げです。値上げには反対なのですが、考え方として、上げ幅を平均化するときに、他市のみで、小樽市を入れないでやっていますけれども、小樽市を入れた場合は、そんなに大きな上げ幅にならないのです。それで、私は代表質問でも質問をしましたが、やはり市民の健康増進とか、それからもっとスポーツに親しむという点では、どういうふうに利用者を伸ばしていくかということも大事だと思うのです。この使用料及び手数料の値上げには反対ですが、いろいろと試算をして、市民負担をあまりかぶせないようにすることも考えてみたのでしょうか。例えば、小樽市を含めた場合では、それほど上げ幅が大きくなりません。そういうこともありますので、いろいろな方法で試算をしてみたのでしょうか。

（財政）中田主幹

平均のとり方ですけれども、現状で他都市の市民の方々が負担している金額程度を小樽市においても負担していただくという考え方でやっていますので、小樽市を入れて算出をするというような形ではやってございません。そのほか、施設の使用料ですので、実際にそれぞれの施設について年間の維持管理経費がどのくらいかかっているか、そしてそれに対して使用料の収入がどれくらいあるか等々については、主な施設の使用料について、ある程度検証をしております。

新谷委員

平成 16 年第 4 回定例会のときに使用料及び手数料の改定案が出されまして、同様の審査を行いました。ちょうど私もこのとき代表質問でしたので、4,186 万円の収入増を見込んでいるけれども、市民の間には利用回数を減らすということも出ており、目算どおりになるかどうか疑問だということを言いましたけれども、まさにそういうふうになってしまったわけなのです。値上げをすれば当然利用が減っていくということは、もうこの資料を見ても明らかだと思うのです。ですから、市民にあまり負担をかぶせないようにしてやっていかなければならないと思います。

それから、仮にこの今回の値上げが決まってしまった場合、先ほどおっしゃいました施設整備もきちんとやっていただけるのだろうというふうに思いますが、例えば、これはずっと以前からのことなのですが、からまつ公園の防球ネットに穴があいてしまって、お金がないということで漁網でふさいでいたのです。それが全部今は漁網になってしまっているということなのですが、これは本来使われる防球ネットに当然かえていただけるのだろうと思いますが、いかがですか。

（教育）生涯スポーツ課長

ただいま、からまつ公園の防球ネットのことで御質問がございましたけれども、各施設の修繕につきましては、限られた予算の中で、今年度は 10 施設、例えば手宮公園競技場は、中体連もございました関係で助走路のウレタン

の修繕をしたり、またヨットハウスのシャッターの修繕をしたりというような形での修繕をしているところがございます。そういう中で、からまつ公園につきましても御指摘のとおり、今年度はワイヤーロープがちょっと緩んだということで修繕をしているところなのですが、今、体育館と同じようなナイロンネットという形にはしているところではあるのですが、一部破損したようなところにたこ糸のようなもので修繕をしているというような形がございまして、これらについても限られた予算の範囲で、今後、改めながら整備をしまいたいというふうには考えているところがございます。

新谷委員

それで、今回値上げするスポーツ施設の利用人数を平成16年度と19年度で比較した場合では、9施設で1万5,862人が減少したということで、まずその理由として人口減、少子化、競技団体の数、団体の構成員の減少が影響していると考えているということでした。これは、私は以前の委員会でも健康診査のことも取り上げましたけれども、今、特定健診でメタボリックシンドロームと判定されて、それが改善されないと後期高齢者医療制度の支援金にペナルティーが科せられるということが起きます。このこと自体、不当なことだと思うのですけれども、やはり今、健康志向ということもありますし、市民がスポーツに親しんでいける施策というのは本当に大事なことだと思うのですが、スポーツ人口の拡大、それから生涯スポーツの普及あるいはその振興を目指すということでしたけれども、具体的な対策についてどうお考えでしょうか。

（教育）生涯スポーツ課長

委員のお話の生涯スポーツの普及・振興ということでございますけれども、一つとしては、地域とスポーツ団体が連携して取り組んでおります総合型地域スポーツクラブの創設への支援という部分で、地域のスポーツへの関心、活性化を図ってまいりたいと考えています。

また、市民参加の行事でございます市民歩こう運動ですとか、市民体力テスト会、また市民ニーズに応じた各種スポーツ教室の開催に努めまして、スポーツ人口の拡大を図ってまいりたいと考えているところでございます。

新谷委員

それは、数値目標として掲げている部分はあるのですか。

（教育）生涯スポーツ課長

その開催に当たっては、市民体力テスト会ですとか、市民歩こう運動ですとか、今、既存の回数がございますが、その回数を増やすことよって参加人数を増やすということでの目標というのも、ある程度計画としては考えているところでございます。

新谷委員

ほかの方はどうかわかりませんが、私はなかなかスポーツをやろうと思ってもできない、一人でうちの中で何かやっているとか、歩いたりとかというのもどうもこう続かないという、一人ではなかなか難しいです。ですから、その地域ごとにいろいろなスポーツの、例えば体力テストとか、歩こう会ももう少し広げるとか、いろいろな形でやっていただきたいと思うのです。それが要望です。

それから、今触れましたメタボリックシンドロームの解消ということで、縦割りではなくて、医療保険部や保健所、あるいは生涯スポーツ課などの部署が連携して市民の健康について考えていただきたいと思うのですが、この点ではいかがでしょうか。

（保健所）健康増進課長

今、委員がおっしゃっておりますように、市民の健康を守るということにつきましては、保健所の所管というふうにご考えておりますが、生涯学習スポーツ課など教育委員会のほかの事業でもいろいろ市民の健康に関する事業をやっておりますので、どのような形で効果的に実施できるかという部分については、現在も来年度の事業に向けていろいろと協議等を重ねておりますので、こういった形で市民の健康に一番ふさわしい形として実施していけるか

という部分については考えていきたいというふうに思います。

新谷委員

ポリオの任意接種について

その次に、保健所使用料のポリオ任意接種について伺います。

まず、ポリオ任意接種について説明してください。

（保健所）犬塚主幹

ポリオ任意接種についての御質問でございますけれども、ポリオにつきましては、いわゆる小児まひと言われる病気でございまして、昭和36年から予防接種法で子供たちに定期接種ということで導入されております。そういった中で、国のほうの調査の中で、50年から52年に生まれた方でポリオを受けた方のその免疫のつき方といいますか、抗体保有率がほかの年代よりも低いということがわかりました。そういったことから、ワクチンは実際に受けているけれども抗体がなかなかつかないということで、国のほうといたしましては、この原因は不明としながらも、対象となる50年から52年に生まれた方々について、任意で予防接種を受けるように自治体から周知をしていただきたいというような通知が平成8年に出されておまして、本市においても9年からこれまで、昭和50年から52年に生まれた方々を対象にして任意接種を実施しております。

新谷委員

その対象者は、何人なのですか。

また、平成8年とおっしゃいましたけれども、その対象者のうち、どのぐらいの方が接種済なのですか。

（保健所）犬塚主幹

対象人数でございますが、昭和50年から52年生まれの方で、現在、およそ4,000人が対象者となろうかと思っておりますけれども、そのうち統計で出ているものは、平成13年しかございまして、全体で何人が接種したのかということについては現在把握しておりません。

ただ、そのうち最も感染の危険が高いとして、国のほうで呼びかけておりますのは、いわゆるその昭和50年から52年に生まれた方々でポリオの予防接種を受けるような子供を持つ保護者ということになっておりますので、この全体の対象者4,000人程度よりは若干下がるかと思っております。

新谷委員

これについて、私は、非常に疑問に思います。

一つは、このポリオの予防接種は、当時、当然有効だと思って受けたはずですが、それが、その原因は不明としても抗体保有率が低いとして、任意による追加接種を受ける側に求め費用を負担させるということ自体が、私はおかしいのではないかと思うのです。国が判断してこのワクチンだというふうに決めただけですから、国の問題であって、任意で受けるようにということ自体が問題だと思うのです。そう思いませんか。

（保健所）犬塚主幹

国のほうの考え方としまして、明確にこうだから任意接種ということについては通知の中でも示されてはおりません。ただ、国のほうといたしましては、国内でのポリオについては、ほぼその発生者がいないということにかんがみまして、予防接種法の目的がその集団の感染防止ということを考えてするならば、ポリオの予防接種についてはある程度目的は達成されているものと考えているかと思っております。

そういった中で、この昭和50年から52年生まれという限られた年代の方々が全くその予防接種を受けていないということではなく、予防接種を受けているけれども、一部のサンプリング調査の結果、抗体保有率が低かったということがありますので、国内での集団の感染というよりも、例えば海外でポリオがいつも発生しているポリオ常在国への渡航の際に、ポリオに感染するおそれがあるのでワクチンを受けていただきたいという趣旨から、社会防衛から個人防衛ということの考え方が背景にあって、予防接種法の定期接種という、予防接種法改正ではなくて、通

知に基づいた任意接種という考え方ではないかと思いますが、国のほうからは明確なその理由づけは示されておりません。

新谷委員

国の言い方はそうかもしれませんが、当時のそのポリオのワクチンを使いなさいと言ったのは厚生労働省ですから、そこが責任を持って料金をかけないで受けられるようにするというのが筋ではないかというふうに私は思うのです。それで、これは厚生労働省の問題なのですから、その対象者分の補助というのは国から出ないのですか。

（保健所）犬塚主幹

そういった対象者に対する補助といった制度は、国のほうにはありません。

新谷委員

それで、補助はないということなのですけれども、平成 8 年からこの任意接種を行っていたのですね。

それで、今回値上げするのですけれども、これもまた不公平な話ではないですか。平成 8 年までは前の料金でやっていて、今度受ける人は上げるというのは、同じ対象者なのにおかしいのではないですか。

（保健所）犬塚主幹

今回のそのポリオ任意接種の手数料改正につきましては、財政再建推進プランの一環としまして、他都市の手数料を勘案して料金を設定いたしましたので、当然その予防接種に対して勧奨ということはすると思っておりますけれども、それとはまた違う観点で、改正をいたしましたので、ポリオ任意接種の話にだけ限ってということではないので、その辺は御理解をいただければと思います。

新谷委員

それはポリオ接種だけのことではない、全体的な改定というのは私だってわかります。でも、先ほどから言っていますように、国の指定したワクチンを接種したにもかかわらず効果がなかったということで、受ける側にその負担をかぶせるのはとんでもないというふうに思うのです。それをどう考えるかということになるのではないですか、市としても、保健所としても。私はそう思います。

それで、以前に風しんの予防接種のときにも同様のことがありましたが、昭和52年から平成 6 年の間、受けていない人たちには救済措置がありましたが、どういう内容で、料金はどうだったのでしょうか。

（保健所）犬塚主幹

風しんの予防接種についてのお尋ねでございますけれども、特に問題となる点につきましては、妊娠中の女性が風しんに感染しますと先天性風しん症候群と呼ばれる先天異常を持った子供が生まれるおそれがあるということがかなり大きな問題だと言われております。こういったことから、昭和52年の秋から、中学生の女子を対象に予防接種が開始されております。その後、流行の中心が小児であることから、平成 6 年の予防接種法改正により、それまでの中学生女子を対象にするのみではなく、生後12か月以上90か月未満の男女及び中学生の男女の風しん未り患者に対する予防接種が行われることになりました。この中学生の男女については、平成 6 年の法改正以降、平成15年 9 月30日までの経過措置として行われているわけでございます。

この間の手数料につきましては、定期接種でございますので、基本的にとっていないとは考えられるのですが、今の記録の中では、その追加措置の部分については、資料が手元にございませんので、追ってわかり次第委員に報告したいと思います。

新谷委員

料金についてはわからないということなのですけれども、それにしましても厚生労働省が責任を持って行うべきものだと思います。それで、国のほうにもぜひこの任意の場合の、助成を全額求めていただきたいと思ひますし、来年度から、この昭和50年から52年生まれでまだ任意接種を受けていない人たちの接種の場合でも値上げは認められないと思ひます。国に対してはどうですか。

保健所次長

何度も申し上げておりますけれども、今回は、市の全体的な使用料及び手数料の見直しの中で、このように全道平均をとって料金を設定したところでございますけれども、今新谷委員がおっしゃったことは、道のほうに話をしたいと思います。

新谷委員

フッ化物塗布について

もう一つ、保健所の関係なのですが、フッ化物塗布の料金も値上げになります。このフッ化物塗布の対象年齢、それから塗布をすることの有効性についてお示ください。

（保健所）健康増進課長

小樽市保健所のフッ化物塗布事業に関しましては、対象年齢を 1 歳から 9 歳ぐらいまでというふうに設定して、実施しております。やっている理由といたしましては、市町村における母子歯科保健対策の一つとして実施しておりますが、虫歯になりやすい時期ということで、歯が生え始めてから二、三年の間ということを考えて、小樽市では 1 歳から 9 歳の間を対象に、フッ化物を利用して虫歯予防に対して大きな効果が期待できるというふうに考えております。

新谷委員

虫歯予防に塗布し、大きな有効性があるとのことですね。

それで、1 歳から 9 歳ぐらいまでなのですけども、どのぐらいの人が塗布しているのですか。

（保健所）健康増進課長

平成 19 年度の実績で申しますと、延べで 2,700 人の方が利用しています。

新谷委員

それは、乳幼児の何パーセントぐらいというのはわかるのですか。

（保健所）健康増進課長

この利用されている方というのは、保健所のほうでは大体年 3 回ということ提唱して啓発しておりますので、実際にこの方が何パーセントになるか、1 回、2 回、3 回というふうに分けて統計をとっておりませんので、実数については把握しておりませんが、以前、保健所のほうで実施しております 3 歳児健診のときにもフッ化物塗布を実施しているのですが、その際にアンケートをとっておりまして、それまでにフッ化物塗布を利用した方という部分については、85.8 パーセントの方が利用したことがあるというふうに回答をしております。

新谷委員

相当多くの子供がやっているということですが、歯の健康というのは体全体の健康に大きく影響するものだと思います。それで、そしてそしゃくは脳の発達にも関係するものですから、やはり虫歯にならないことが大事だと思いますし、それから 80 歳になったときに 20 本以上の自分の歯を保とうという「8020 運動」ということでも歯を健康に保つことの大事さが訴えられて進められているところです。この子供の歯へのフッ化物塗布というのは、こうした身体の影響も考えて、医療の観点で行われているということによろしいのでしょうか。

（保健所）中村主幹

フッ化物塗布というのは予防ということですので、医療ということとは違うと思います。

新谷委員

確かに予防ですね。それでもやはり虫歯にならないで健康に過ごすという、そういう観点で行っていることですが、今、予防ということで、医療とは違うということだったのですけれども、乳幼児医療費の無料化が進められている中で、やはりこの値上げをするというのは、こういうことと逆行するものではないかと思うのです。虫歯にならない、それで歯科医院にかからない、歯科医院は損をするかもしれませんが、それで医療費の抑制ということも

考えられるわけですから、こういう無料化が進行している中で、これと逆行するものではないかというふうに思いますが、いかがですか。

それから、この場合も減免制度というものはあるのでしょうか。

（保健所）健康増進課長

委員がおっしゃいましたように、値上げをすると当然利用者が減るということが考えられますし、実際に前回、平成 6 年度の時点で値上げしたときも利用者が減少したということがありましたので、保健所のほうでは、利用者の拡大のために、6 年度の翌々年、8 年度から、1 歳 6 か月児健診時にフッ化物塗布事業を開設したりとか、その次の年には 3 歳児健診時のフッ化物塗布事業を開設して、利用者の拡大に努めてきております。今回につきましても、現在実施しております市内の保育所に出向いて行っている事業とかの見直しを含めまして、さらに P R 活動を重ねて、利用者の拡大、現在の数字をできれば保持していきたいというふうに考えております。

なお、減免制度につきましては、特に設定しておりません。

新谷委員

国民健康保険の資格証明書のことがテレビで放映されていたのですけれども、母子家庭の母親が小さい赤ちゃんを抱えて、職を失って、もう本当に全然収入がない中で子供の医療費がかかるので困るということがちょうど放映されていました。それで、やはり今、特にワーキングプアとか、若い人たちがなかなか正規雇用の仕事につけないという中で、突然その仕事を失って大変だということがあると思うのです。ですから、こういうところにも減免制度を、ぜひつくっていただきたいと思いますが、いかがですか。

医療保険部長

我々が、乳幼児医療の部分では助成制度を所管しておりまして、なかなかそれを今委員がおっしゃったように、どこまで広げていくかということは非常に難しい部分もございますけれども、治療の中では一定程度、軽減も含めてそういった形で我々のところでは見ていると、現在はそういった状況でございます。

新谷委員

治療でしょう。

（「そうです」と呼ぶ者あり）

それはね、今、制度としてありますから。こういう歯を丈夫にして体を健康にしていくという予防ですから、そういうことも大事なのですから、どうしてもそのお金がないという場合もあると思いますので、そういう場合に減免制度をぜひつくってほしいということなのですからけれども、これは言っていることが間違っていますか。

医療保険部長

先ほど申しましたけれども、予防ということまでいきますと、結果的には治療にかかる費用が安くなるということはあると思うのですけれども、先ほど申し上げたとおり、現行制度の中では、そういった方々の部分も含めての治療に対する初診料であるとか、あるいはまた実際にかかった費用の助成については我々のところでやっているということで、なかなかまだ今のところ予防までは手が伸びていない状況でございます。また我々のほうでも機会があればそういったことも話題にしながら、どこまで取り組めるのか、話をしてみたいと思います。

新谷委員

ぜひ検討していただきたいと思います。

介護保険について

次に、介護保険についてお聞きします。

介護保険なのですから、今、市内にある認知症対応型のデイサービスセンターは三つほどありますが、そのうち一つがやめるといふふうに聞いています。その理由をお伺いします。

（医療保険）主幹

今、小樽北勉会で、現在、若松 2 丁目に地域密着型の特別養護老人ホームとデイサービスセンターを建設中ですが、これらの開設を機に、デイサービスセンター朝里温泉、認知症対応のデイサービスですけれども、これを廃止すると、事業の再編といえますか、体制の変更を予定しております。

新谷委員

デイサービスセンター朝里温泉の利用者はどれぐらいいて、その方々はどのようなのでしょうか。

（医療保険）主幹

現在、1 日の定員は 12 人ですけれども、登録は 33 人でございます。

事業所側の説明によりますと、現在の登録 33 人のうち、30 人程度は新光デイサービスセンターへ移行できる方だというふうに聞いておりますし、移行できない方も、今の施設のすぐ隣にデイサービス朝里山荘という、同じ認知症対応のデイサービスの施設がございますので、そちらのほうへ移行できるようにしたいというふうに聞いております。

新谷委員

それで、その別なところに移るということで、そこに今までいた人が玉突きで別なところに行かなければならないという事態になっています。ケアマネジャーも、認知症対応型がなくなると困るということをお話ししておりますが、このことを行政としてどのように考えますでしょうか。

（医療保険）主幹

行政としてどのように考えるかということでございますけれども、確かに委員がおっしゃるように一般のデイサービスの方と認知症のデイサービスの方とは介護の仕方も違います。それに、認知症の高齢者が確実に増加していく中で廃止でもあります。

ただ、そういう中でも、小樽市として廃止をやめさせるという権限はございませんので、まず現在の利用者の処遇が第一というふうに考えまして、指導なり助言なりをしております。どういう内容かといいますと、認知症の特性に配慮したサービス形態の下で、一人一人の状況に合わせて個別のサービスを受けてきた利用者であり、一般のデイサービスとはサービスの内容も異なることを踏まえて、利用者の移行については、本人とか家族、また現在の介護スタッフの意見も考慮して行うようにという指導をしております。後志支庁からも、同じ指導が施設のほうにはあったというふうに聞いております。

新谷委員

本会議で、グループホームを増やすということをお聞きしましたが、すべての方がグループホームに入るといってはいきませんし、やはりこの認知症特有のさまざまなことを考えますと、この認知症対応型のデイサービスが必要だと思います。

実際にデイサービスに通っている人の話を聞きますと、いろいろなことがあってやはり本当に大変なのです。それで、認知症とそうでない人とどれぐらいの割合であればうまくいくのかということもわかりませんし、いずれにしても専門家であるケアマネジャーが、こうしたデイサービスセンターがなくなったら困るのだというお話しをしておりました。

それで、第 4 期小樽市介護保険事業計画で、この認知症対応型のグループホームというのはどのように位置づけられていて、見直しはどのようなのでしょうか、そのあたりをお聞かせください。

（医療保険）主幹

認知症の方といいますのは、確実にこれからも増加してきますので、在宅の認知症の方のデイサービスというのは、これから重要になってくるだろうというふうに思っております。事業者の方々もそう考えている方も多いようございまして、第 4 期計画の意向調査の中でも、3 か所でございますけれども、やってみたいという意向が示さ

れておりますので、計画に入れる予定であります。

また、私どももグループホームの建設などの相談があった際には、認知症対応デイサービスも含めて、複合施設でもどうかというような話をしてみることも必要かというふうに思っております。

新谷委員

やってみたいということで、計画に入れるということでしたけれども、どのぐらいの規模で計画されているのですか。

（医療保険）主幹

現在、3 か所ございます。

人数は、認知症のデイサービスの場合は、1 日の定員が12人というふうに決まっております。ですから、1 か所で受けるとすれば、登録定員としては大体多くても30人だろうというふうに思います。

新谷委員

計画ではそういうことだということですので、ぜひ増えていくように頑張っていたきたいと思います。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

山田委員

それでは、代表質問の中から何点かお聞きしてまいります。

市長から、財政健全化計画の目標達成の最大のかぎを握るのは地方交付税等の動向であり、それらを含む安定的な財政見通しをなくして将来展望は描きにくい状況にあり、さらに地方交付税の復元、増額等、地方一般財源の充実確保について、さらに強く国に対して訴えるという御答弁をいただきました。

昨日、総務省の諮問機関である地方財政審議会が2009年度の地方財政について、地方交付税の増額を図るべきだという意見書を鳩山総務大臣に提出したとお聞きしています。

本市でも、市税や法人税が伸びない中で、また4年連続赤字決算をする中、本当に血のにじむような努力をしていると思います。この意見書の件を聞いて、また市長は、全国市長会でも要望をしているとは思いますが、新たな要望、又はこういうようなことを受けてのお考えを一言お聞きしたいと思います。

市長

これは今日の新聞報道でありましたけれども、地方財政審議会、会長は神野さんという方ですけれども、この方がどちらかというと地方自治体寄りの方でございまして、私も何回か講演を聞いております。総務省ですから、地方の味方なのですけれども、片や財務省のこういう審議会もありまして、お互いに綱を引き合うというか、どちらが強いかというと、やはり財務省寄りが強いのです。それで今回こういうのを出したので、何とか頑張ってもらいたいと思いますし、麻生総理大臣も地方交付税を増やしたいと、もう明言していますから、総理大臣がそうおっしゃっているわけですから、ぜひひとつ皆さん総理大臣を応援して、ぜひ交付税が増えるようによろしく願います。

山田委員

本当に二の矢、三の矢ということで、我々も応援したいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

一般会計の歳入歳出決算について

まず、平成19年度市税概要が出されましたが、一般会計の歳入歳出の決算の中からお聞きしてまいります。

この本市の状況、15年度から19年度にかけて、どういう状況にあるのかお聞かせください。

（ 財政 ） 税務長

市税の全体的なことを申し上げさせていただきますけれども、最近のこういうような社会情勢、経済情勢が悪化している中で、平成15年度から、約5年前ですけれども、その間には、例えば個人市民税においても税制改正等で減少傾向にあったものが税源移譲の関係で増額したということもありますけれども、その他の法人市民税などにつきましても、やはりこれは事業収益ですか、企業の収益が低下しておりますので、その分法人市民税の所得割額のほうが増えてこないということもあります。固定資産税につきましては、これはずっと土地の下落傾向が続いておりますので、その傾向で価格が下がっている、よって評価額も下がる、調定額も下がるというようなことが続いております。また、このことにつきましては、3年に1度、評価替えがありますので、より顕著に表れてくるという状況にありますし、また唯一横ばいから若干増えているというのは軽自動車税でありまして、これも昨今は新車の販売が落ちているという状況にありまして、これがこのまま続いていくのかということになりますと、このまま続いてほしいのですけれども、横ばいが減少傾向になるのではないかとと思われます。そういういった中で、厳しい予算編成といえますか、状況にはなっていくのではないかと見通しといえますか、こういうような推察をしているところでございます。

山田委員

不納欠損額について

まさしく今言われたとおりに、こういう伸びが鈍化し、またこの資料を見るとほとんどが下がっているのが現状だと思います。その中で、不納欠損額についてもどういう状況なのか、御説明願いたいと思います。

（ 財政 ） 納税課長

不納欠損額につきましては、今年度はちょっと落ちているのですけれども、それにつきましては、高額な滞納の倒産とかしたということが前年度より減りまして、それで今年度は若干落ちているような状況になっております。

山田委員

それでは、その不納欠損を解消するための施策として各項目がありますが、その回収方法、それからどのように改善されたのか、30ページに業務内容が掲載されていますが、どのような方法をされて改善したのか、それをお聞かせいただきたいと思います。

（ 財政 ） 納税課長

滞納の回収に関しましては、これまでも納税課のほうでは、滞納者への電話催促とか、戸別訪問、文書催告、あと最近力を入れているのは預貯金とかの差押えなどを行っておりますけれども、最近、非常に厳しい経済状況が続いていることから、個人の収入の低下、それとあと法人であれば収益低下が見られまして、これからはますます滞納が増加する傾向にあるのではないかと思っております。ただ滞納につきましても、従前やっているもののほかにも、悪質な滞納につきましては差押えを強化していきたいと思います。それが、収入率に反映するのではないかと考えております。

山田委員

昨今、その差押えでも話題になっておりますが、夕張市でも昨日は何か鉄人28号などのロボットを、インターネットオークションをされたとも聞いております。そういうような物品関係で、もし差押えとかがあったら、それについてお聞かせ願いたいと思います。

（ 財政 ） 納税課長

今日の新聞に出ていましたけれども、旧ロボット大科学館に展示されていたロボットのインターネットオークションは夕張市が所有しているもので、本市のほうもインターネット公売の関係では、ある程度の用意というのではきていますけれども、動産の差押えとなるとやはり捜査というか、一般家庭なり法人なりを捜査しないとならぬものですから、まだそこまではいっていません。他都市や道の実態を聞きましても、提供していただいている

というのが実態なものですから、小樽市も陶芸家とかに一度話をしたことがあるのですけれども、まだ動産の差押えというところまではいっていませんので、機会がありましたらぜひ、ある程度の用意はできていますので、やっていきたいと思っています。

山田委員

やはり小樽は古いまちでございますので、ぜひそういったものも加味して、ほかの都市の状況も聞いて研究していただければと思います。

住宅ローン減税について

所得税と住民税に関連して、平成21年度も住宅ローン減税というのが検討されています。20年度までのこの住宅ローン減税についてお聞かせ願いたいと思います。

（財政）税務長

住宅ローン減税に関してですけれども、これは平成19年度からの税源移譲で、所得税から住宅ローン控除をする場合で引き切れない場合において住民税で控除しております。その件数につきましては、今年やっているのですが、今手元に数字を持ってきていません。後ほど報告させていただきたいと思いますが、ただ21年度についても、それを継続したいというような報道がありますので、最終的には21年度の税制改正の答申が出て今議論されていることと思いますので、我々としては、この動向を注視しながら対応してまいりたいと考えています。

山田委員

どのぐらいの住民税額に影響があるのか、お聞かせください。

（財政）税務長

それで、要するに個々に所得税で引き切れない金額によって出していきますので、今年やった部分の数字がありますけれども、今、手元に持ってきていません。後ほどその部分は報告させていただきます。

山田委員

中小企業への融資制度について

それでは、質問項目を変えさせていただきます。

代表質問の中でも質問をしましたが、今回、国の緊急保証制度について、指定要件や保証料率が緩和されて融資の幅が広がりました。また、市の施策では来年にかけていろいろと変わると思います。

この点で、まず国の施策について、お聞かせ願いたいと思います。

（産業港湾）産業振興課長

国につきましては、緊急経済対策ということで実施をいたしております。8月に一度、緊急経済対策ということで実施をいたしております。今の緊急保証制度を当時は6兆円規模で実施をいたしております。それから、あわせてセーフティネット貸付というものがございまして、これの貸付け規模が3兆円でございますので、8月時点では、9兆円規模でこの中小企業対策というのを実施いたしました。その後、10月に追加経済対策が実施されておりました。この緊急保証制度につきましては、指定業種の拡充を図りながら6兆円規模のものを20兆円規模にいたしまして、それからセーフティネット貸付の部分ですけれども、これにつきましては業種を問わず利用できるものなのですけれども、8月時点で3兆円規模だったものを10兆円規模まで融資枠を拡大いたしまして、現時点では、合わせて中小企業対策ということで30兆円規模というふうになっているところでございます。

山田委員

それと、また本市のほうの状況としては、また来年から金利の部分でいろいろと検討していると思います。その点についてはどうでしょうか。

（産業港湾）産業振興課長

市の融資制度の改定についてのお尋ねだと思いますけれども、現在、代表質問の中でも答弁させていただいてお

りますけれども、市の融資制度の改正につきまして昨年から取り組んでまいりました。主な内容につきましては、マルチル資金、通常短期の運転資金として使われている資金でございますけれども、これの 5 年未満の利用が約 8 割を超えているということでございますので、ここの部分に配慮をいたしまして、これまでの金利を 0.1 パーセント引き下げようというふうに考えているところでございます。

それから、融資制度の仕組みでございますけれども、金利を引き下げるといことは、仕組み上、金融機関に対する預託額が増えるということになりますので、財政的なバランスを図る意味からも一部の資金につきましては、逆に金利を引き上げさせていただきまして、預託額を下げるということによってバランスをとるような形でやってきております。

この実施の時期でございますけれども、やはり今、中小企業を取り巻く環境というのは非常に厳しいものですから、マルチル資金の固定金利分の改定につきましては、年明け早々にも実施をしていきたいというふうに考えております。

それから、一部の資金につきましては、先ほど申し上げましたように、金利を引き上げることになりますので、これは周知期間を一定程度確保しなければいけないということもございまして、これにつきましては新年度から実施させていただきたいというふうに考えているところでございます。

山田委員

今回のアメリカのサブプライム住宅ローン問題から始まったこういう金融危機において、いろいろな中小企業が年を越すための資金が減り、倒産するなどのお話もお聞きいたしました。

要は、こういう制度を実際に知らない中小企業がまだまだ多いと思います。そういう点で、今回、代表質問の中でも御答弁をいただきましたが、インターネット若しくは本市の広報誌などいろいろな方法で企業に対して融資制度を周知する機会もありますので、できればやはり今回、年末にかけてはより一層こういった企業の相談に乗る機会を増やしていただきたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

（産業港湾）産業振興課長

今、国の緊急保証制度が拡充されました。それからもう一つ、私どものほうで、市の融資制度を改正いたしますけれども、そのほかにも中小企業庁などによりまして不良債権の取扱いが緩和されるといった施策も今実施されているところでございますので、そういった部分につきましては、今、委員もおっしゃいましたけれども、改定の都度、市のホームページに掲載する、あるいはその企業が参加している組合がございまして、組合などを通じましてそういった施策の実施あるいは改定などにつきましては小まめに周知をしていきたい、できるだけ中小企業の皆様の選択肢を増やすというような作業は心がけてまいりたいというふうに考えております。

濱本委員

小中学校の卒業式の日程について

平成 20 年度の上期ももう終わりました、第 3 四半期ももう終わろうとしておりますので、私が第 1 回定例会の本会議並びに予算特別委員会の中で質問したことに對して御答弁を幾つかもらっておりましたが、その中で継続中のものもありますので、改めて最初にお聞きしたいと思います。

もうあと 3 か月もしますと、いよいよ卒業式のシーズンでございますので、この卒業式の日程については、もっと地域の開かれた学校づくりという観点から、地域の人たちも参加できるような日程を設定してはどうかという質問をさせていただいたところ、校長会にも話をして検討しますということでありました。今年度も、もうたぶん卒業式の日程は小中学校、ほぼ全部決まっているのではないのだろうかというふうには思いますけれども、今年度の日程と、その議会での御答弁がその日程にどの程度反映されたのか、御答弁をお願いします。

（教育）指導室主幹

卒業式など学校行事などの日程につきましては、教育課程の中で、各学校で設定されております。今、お話がございました地域の方々に参加できるような日程ということで伺っておりまして、校長会などで、その旨についてもいろいろ指導してきたところでございます。それで、今年度も学校の実情やこれまでの流れを加えながら各学校で設定しております。

それで、状況なのですけれども、小学校におきましては、3月18日に行うところが2校、19日が14校、20日が11校ということになっております。中学校については、すべて3月13日の金曜日ということになっております。

濱本委員

手元にカレンダーがないのでわからないのですけれども、小学校の18日、19日、20日というのは、これは何曜日でしょうか。

（教育）指導室主幹

18日が水曜日、19日が木曜日、20日が金曜日で春分の日になります。

中学校は、13日の金曜日です。

濱本委員

小学校が水、木、金曜日とのことですが、金曜日の3月20日は春分の日で、これは祭日ですから、ほとんどの方は休みですから、たぶん地域の方も参加できるのかと思います。19日の木曜日が一番多くて14校というのは、これはあまり配慮した結果ではないというふうには思います。今さら言ってもということはありませんけれども、ぜひ力強く、来年度以降の3月は、もう少しわかりやすいというか、本当に納得できるような日程になるようにぜひとも指導室の御尽力をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

（教育）指導室長

今年度の卒業式の日程について濱本委員の御指摘があつてから、校長会のほうでいろいろ話をさせていただきました。その中で、やはり地域の方々も参加しやすいということで、学校のほうも土曜・日曜とか祝日とかを考えてはいるのですけれども、ただ中学校につきましては、高校入試の合格発表がありまして、どうしてもその前にということがあります。それから、本年については、13日金曜日なのですけれども、合格発表が翌週になるわけなのです。そして、土日にやりますと、その代休ということでまた休みを次の週にとらなければいけないということもありまして、ちょっと難しい状況があるということです。

それから、小学校につきましては、あらかじめ20日とか19日に固定してこれまでも実施している経緯もあります。それから、小学校の修了式が24日火曜日なのです。土日祝日にやりますと、月曜日が代休になりまして、即修了式の日になるというようなことがありまして、小学校の発達段階を考えて、一日出てきているいろいろな指導をして修了式を迎えたいという学校の思いや願いもあってこういう日程になっているということがあります。委員の思いや願いも十分伝えているところですので、今後も伝えていきたいと思っております。

濱本委員

ぜひとも期待をしたいと思います。たぶん教職員の方々の協力がなければ、そういう日程はなかなか組めないのだろうと思います。これは組合との折衝事項になるのかどうかわかりませんが、その辺を含めて教職員の方々にも理解を得られるように御努力をお願いしたいと思います。

小樽市旗の掲揚について

それともう一つは、卒業式のシーズンになると、国旗・国歌の話がよく出ます。その話もさることながら、私は小樽市旗がどうして卒業式に掲揚されないのかということで、小樽市旗は学校に常備されているのか、備品としてきちんと持っているのかという質問をさせていただきましたが、その折には調べてみますという御答弁でした。実際問題、どういふに配備になっているのか、また今年も卒業式に小樽市旗の掲揚についての指導はされている

のかどうか、その辺についてお聞かせください。

（教育）総務管理課長

各学校の市旗の有無についてでございますけれども、まず小学校については12校、それから中学校については5校でございます。

（教育）指導室長

卒業式に市旗を掲揚する指導についてであります。現段階では、卒業式に国旗を掲揚し、国歌を斉唱することが学習指導要領に定められておりますので、その学習指導要領に基づいて適切に実施することを指導しております。市旗の掲揚までは指導しておりません。

濱本委員

今後、指導するお考えはありますか。というのは、前回の質問でも申し上げましたが、いわゆるあおばとプランの中にも、小樽市民憲章の中にも、「小樽を愛しましょう」ということが書いてある。その小樽のシンボルがなくてもいいのでしょうか。私は、あったほうがより小樽の子供たちが、私たちはこういう旗の、こういうマークのまちに生まれたのだ、育ったのだという意識がたぶん芽生えるのではないかと思うのですが、今後、指導するつもりはありませんか。それとも、学習指導要領に定めがないから指導しないということでしょうか。

（教育）指導室長

この小樽市旗の掲揚につきましては、委員の御指摘のとおり、新しい小樽市学校教育推進計画でもふるさと教育の推進というものを掲げております。小樽市旗を掲揚する意義も十分わかりますので、今後、検討していきたいと思えます。

濱本委員

それと、小学校が12校で、中学校が5校とのことですが、私は全部の学校で持っていると思っておりましたが、現実はそのようにないということで残念な気がします。たぶん市旗1枚はそんなに高い値段ではないだろうというふうに思いますので、ぜひとも学校に1枚はあるという状況をつくっていただきたい。とりあえずは、平成19年度決算でいっても約8,700万円も不用額を出したわけですから、小樽市旗ぐらいは何とか配備をしていただきたいというふうに思います。

教育委員会の情報公開について

次に、教育委員会の情報公開ということでもお伺いをしました。今、小樽市のホームページの中では、教育委員会が個別のホームページという構成にはなっておりません。子育て・教育・学習の項目で、整理されなくて一緒くたになっております。独立したページとしてつくってはいかがかとお聞きし、検討してみますという御答弁だったのですが、その検討の進ちょく状況は具体的にどうでしょうか。

（教育）総務管理課長

市教委のホームページの開設についてであります。これまで教育部内で4回程度集まりまして、それから広報広聴課からもホームページの作成についての指導等をもらい、現在、準備を進めておりまして、何とか新年度には開設できるような形で準備を進めているところでございます。

濱本委員

新年度、4月1日には開設されるというふうに理解をしてよろしいですね。

それで、その折に教育委員会議の議事録もやはりアップをしてもらわないと、教育委員会議そのものがどういう方向に進んでいるのかというのがなかなか見えないのです。そこも検討をお願いしていたのですが、その点についてはいかがですか。

（教育）総務管理課長

教育委員会議の議事録の関係でございますけれども、今のところ、そのホームページを開設した以降、議事録の

現状では、あくまでもその会議の開催あるいは場所なり、あと会議の項目、そういったものについてはアップしていきたいとは考えてございます。

濱本委員

それではちょっと別な聞き方をしますが、教育委員会議の中でホームページを開設すると、それから教育委員会議の議事録についてアップするかどうかということについて、いわゆる第 1 回定例会が終わった後の教育委員会議の中で議論はあったのでしょうか。

教育部川田次長

この教育委員会議の中で、ホームページの立上げについては報告をしていますけれども、ただその中で議事録をどういう形にするかということについてはまだ議論をしてはございません。ただ、今、議事録というお話でございますけれども、議会の会議録のように一言一句を掲載するとすると、今の体制の中ではなかなか厳しく、議会のほうでも委託に出しているという状況でございます。そうすると、やはり費用的なものというのは当然かかってくると思いますので、そういったことも見ながら、アップするまでには検討していきたいというふうに思います。

教育部長

御承知のとおり、現状でも、委員会自体は、始まる前に議題等を含めて告示をしておりますし、基本的に人事などといったものに関する部分以外は公開でやっております。ですから、現状もあとは隠すとかそういうふうには当然になっていないわけですから、ホームページが立ち上がった段階では、その教育委員会議の議事内容等も含めて出していかねばならないだろうというふうに思っています。

ただ、今、次長が申しあげましたのは、それぞれの委員の発言を一字一句そのまま書くということというのは、これは労力的にもかかりますし、また、その述べた言葉を文章にするのは、これは私どもにはなかなかわからない部分ですから、その議事の内容の部分については一定程度の工夫をしながら載せていかねばならないだろうというふうに思っております。

濱本委員

私も、一言一句載せる必要はないというふうには思っています。当然、費用対効果の問題がありますから、議案ごとにどういう発言があったか、発言要旨だけでも、それからだれが発言したかを特定するかどうかという問題もいろいろありますから、そこまでは言いませんけれども、少なくとも半歩でも一歩でも前進するような御努力をお願いしたいというふうに思います。

全国学力・学習状況調査について

次に、全国学力・学習状況調査についてお尋ねしたいと思います。

本年 4 月 22 日に、2 回目の調査が小学校 6 年生、中学校 3 年生を対象に行われまして、10 月に、小樽市の調査概要が発表されました。新聞報道にもありましたが、北海道はちょっと残念な結果ということでありました。改めて確認をさせてもらいたいのですが、全国に対しての北海道の位置、それから北海道に対しての後志の位置、それからここはたぶんないのしょうけれども、後志に対しての小樽市の位置は、答えられる範囲で結構ですが、どういふふうになっているのか、お聞かせください。

（教育）指導室主幹

新聞報道等にもあるとおり、北海道につきましては、全国よりもかなり低い位置にあるということと、後志については、北海道の平均よりも低いあたりにあるというところでございます。

小樽市の実情につきましては、これまでもいろいろと話させていただいておりますが、序列化等につながることで、話すことはできません。

濱本委員

たぶん言いにくいのでしょうけれども、具体的に数字を出して、小樽のことは、これはもう通達がありますから、

それは結構でしょう。後志管内は14支庁の中での順位はたぶん出ていると思いますけれども、総合では出ていないのでしょうか。総合で、例えば北海道は新聞報道で小学校6年生が46位、中学校3年生が44位で、科目によってばらつきがあったのでしょうかけれども、後志も決してそんなにいい位置ではなかったというふうに思います。具体的に、もし数字的に言える部分があったら、教えていただきたい。

（教育）指導室長

全道の状況、14支庁管内の状況について新聞報道等で発表されていますけれども、その具体的な14支庁の順位というものについては出されておられません。

先ほど主幹のほうから言いましたように、後志管内の状況については全道の平均よりも低い傾向にあるという状況がわかっているところです。

濱本委員

後志は、小樽市を含めて20市町村あります。小樽市は、後志のアベレージを底上げしている立場なのか、若しくは引っ張っている立場なのか、そこについてはどうですか。

（教育）指導室長

これまででも、小樽の傾向については、平均正答率等の数字を出して公表はしておりません。小樽も含めた後志管内の状況ということで御理解いただければと思います。

濱本委員

理解にはほど遠いのですが、それはいたし方ない部分もあるので、これから先は聞きません。ただ、どう考えても胸を張って小樽がアベレージを上げているというふうに御答弁がなかったということは、大体結果は推測されるというふうには思っております。

教育長が、第1回定例会の中の御答弁で、小樽市内の学校間のそれぞれの成績を見たときに、格差があるということを確認されて、格差のある学校でアベレージ以下なのかどうか分かりませんが、指導の必要のある学校に対しては適切に指導していきたいということをおっしゃっていました。

今回、調査が終わり、結果が出た段階で、例えば昨年の調査のときに、小樽市内の学校間格差のかい離、開きがありますね。その開きが、今年は縮小になったのか、拡大になったのか、同じような開きだったのか、ここら辺についてはどうですか。

（教育）指導室長

市内の学校の間にも当然それぞれの差がありますけれども、その差が昨年度と今年度を見ても、やはり動いているのです。学校がある位置に固定してずっとあるとかそういうことではないので、これがどういう状況なのかはまだ分析はしておりませんが、その辺なども詳しくわかってはいないのですが、実際にいろいろな学校改善プランとか、学力向上の改善プランをあおばとプランの中でやってきて、その中で少しでも差を縮めて、どの学校においても質の高い教育をしていこうとプランに基づいて実践を重ねてきて、格差を少しずつでも埋めてきているところでもあります。

濱本委員

たぶんいろいろなことで御尽力されているのだらうとは思いますが、それではこの平成20年度上期において、いわゆる学校に対しての指導室の役割というのはいろいろあるのだらうと思うのですが、指導室が具体的にこの学力向上のためにいろいろな手だてをされているのだらうと思うのです。具体的にどういことをされたのか、特色的なことだけでも結構ですが、お聞かせいただきたいと思います。

（教育）指導室主幹

五つの改善ポイントを示させていただきまして、それぞれのポイントにつきまして教員対象の研修会の開催ですとか、指導資料の作成、そして保護者との連携を図らなければならないものもあるものですから、そういうところ

については、啓発のパンフレット、又は資料等を配布させていただいているところでございます。

教育長

追加して答弁したいと思います。

平成19年度、20年度と文部科学省の全国学力・学習状況調査を、小樽もやってきたわけですが、この20年度につきましては、それぞれの学校のいろいろなプラスの面、マイナスの面をこの11月、12月の学校だよりにおいて、こういう点で力を入れて学力をつけたいという、それぞれの学校の校長や教員の決意をきちんと記述するような方法もとってございますし、全部の学校でまだ上がってきてございませんが、全部上がった時点で、それぞれホームページ等で、この学校ではこういう点に力点を置いているということで20年度は進めてございますので、それは保護者が見られたら、実際こういうことをやっているのだという強い思いを持っていただける、それぞれの子供たちにも、また親に対しても指導していけるものと思ってございますので、19年度以上に新たなそういう取組も今しているところでございます。

濱本委員

成績だけがすべてではないというふうには私も理解しておりますけれども、しかし現実問題、北海道がこういう全国のアベレージからはかなり低いところでは、いわゆるグラウンドレベルにもいなくて、まあ地図でいえばかなり水深の深いところにいるみたいなのところだというふうに思います。やはりそうなった、なぜ今そういう状況にあるのか、要因がきちんと分析されないと対策も打てないのだろうと思います。例えば人が問題なのか、使っている教科書が問題なのか、教育委員会の支援が足りないのか、道教委の支援が足りないのか、たぶんいろいろな要素があるのだと思います。その要素の中で、今一番大きな要素はどういうふうに理解されているのか、お聞かせいただきたいと思います。

（教育）指導室長

小樽の全体傾向については、昨年と同様に、やはり基礎・基本が十分定着していないとか、活用力が定着していないとかという同じような傾向が出ているのです。その分析をしながら、何に問題があるのだろうかということで、やはり小学校1年生から中学校3年生まで、それぞれの学年で、義務教育で身につけなくてはいけないこと、それぞれの発達段階においてきちんと指導していく、そういう積み重ねでやはり欠けている点があるのではないだろうかと思います。1時間の授業の中での目標をしっかりとらえて、それを子供たち一人一人が身につける、それを積み重ねることによって初めて小学校6年生で力がついてくるのではないかと思います。いくら応急手当的にドリル学習とかそういうものやっても、なかなか本当の活用力とかそういうものはついてこないわけですので、少し時間がかかると思うのです。そういうものを今学校のほうに分析して示しておりますので、それぞれの各学校の実情に応じて改善プランを全学校から上げてもらっています。先ほど濱本委員の御指摘にありましたけれども、4月にテストをやって、結果が送付されてきて、小樽の分析が済むのは大体もう10月過ぎぐらいなのです。そうすると、1年間のマネジメントサイクルで考えていったときに、4月時点ではないのです。10月過ぎの時点スタートにしてやらないとならないということで、改めて本年度は11月ぐらいをスタートにして1年間、来年10月の結果の分析でどうなったかを検証していこうということで、今、改善プランを全部上げてもらっているところです。

濱本委員

たぶん立場上あまり言えないのだろうと思うのですが、いわゆる学校の中の一番の大きな要素はたぶん教員だと思うのです。その質が、若しくは指導力が、能力かに幾ばくかの問題があるからということだろうと思うのです。そうでなければ、変な話、あおばとプランも、次の計画も、教員の指導力や資質の向上と、本来こんなものはうたわなくてもいいはずなのです。うたわなければならないというところに、うたわなければならない現状認識があるからうたっているのだろうと私は思うのです。

確かに今おっしゃったように、P D C Aで言えば、平成19年度は間違いなくリサーチ、調査の1年です。20年度

はプランしなければならない。19年度のリサーチを受けて、20年度でプランを組んで実行して、21年度に検証です。ですから、そういう意味では、21年度の結果というのが、私は相当重要なものになるだろうというふうに思います。そういう意味では、21年度に出す結果に対してどういう意気込みを持っているのかお聞かせいただきたい。

どういうふうに表現するかは別として、目標値を持って、例えば今よりも3ポイントでも5ポイントでも上げるのだという具体的な目標値を持って取り組まないことには、また結果として同じになりましたと、いや、プランは立てましたけれども、結果として同じになりましたということではやはりだめだと思うのですが、その辺について何か具体的に目標値を設定してとかということはお考えでしょうか。

教育部長

子ども、何度か校長と話す機会を持ちながらやっています。ただ、今、子どもが学校のほうにお願いしているのは、例えばこの新聞で出されている数字というのは、いわゆる正答率で何パーセント答えが合っていたかということを示されています。ですから、一概にその正答率を、小樽が全国に比べて低いから上げていこうといってもなかなか、逆に言うと具体的ではないわけなのです。ただ、指導室のほうからも資料を出していますけれども、国語にしても算数にしても、いろいろな設問というのがあるわけです。その設問で何が理解できていることかということがあります。そうしますと、小樽の場合は、1番目の設問についてはそれなりに高いけれども、5番目の設問については低いという、要するにどこに弱さがあるのかというのが出てくるわけです。ですから、それを分析して、それぞれの学校で、その設問の部分の力を伸ばしていくためにはどうするのかという形での学校での工夫をお願いして、やはりそういう繰り返しでやっていかなければならないだろうというふうには思っています。ですから、目標値として、その3ポイント上げるとか、北海道を全国と比較するとたしか四、五ポイント落ちていたと思いますけれども、4ポイント上げるとかというのではなくて、個別の課題の中でどこに弱いところがあるのか、その弱いところを克服するためにはどうしていくのかという視点からそれぞれの学校で取組をお願いしているということでもあります。

濱本委員

確かにだめなところ、弱いところを改善することによって全体的に上がるはずなのです。私は、そういう細かい手法の話は聞いているわけではなくて、そういうことを積み上げることによって総体的に、全体としてはこういうふうな形にしたいというイメージを持たないとたぶんできないのではないのかと、来年度もまた同じ結果になるのではないのかと危ぐするわけです。もし、来年度も同じような結果であるとすれば、やはりこれは大人が子供に対する責任を放棄しているのと同じです。そういうふうに思うのですが、その辺についてはいかがですか。

教育長

今、教育部長のほうからも答弁がありました。子どもとしましては、点数で子供たちがわかったか、わからないかという通過率もさることながら、同じテストの中身での学力・学習状況調査でございますので、常にその結果は、例えば朝ごはんの有無でございますとか、それから学習に対して興味・関心を持っているか、学校が楽しいとか、そういういろいろな数字が公表されてございます、新聞等にも載っていますが。そういう数字等も十分に参考にしながら、何よりも子供たちの学力を上げるためには、やはり学校に行くのが楽しいとか、興味、関心、意欲がまず何より大事だと思うのです。興味、関心、意欲を持つと、おのずと私は通過する数字も高まってくると思いますので、そういう面で、当面は教員の指導力うんぬんよりも、学校だけではなくて、学校と教育委員会と、それから家庭が一体となって、子供たちが勉強が楽しいとか、学校に行くのが楽しいとかというポイント、そういうのを上げていながら学力をつけていきたいと思っております。ですから、まず興味、関心、意欲を探りながら、平成20年度、19年度以上に楽しい学校生活が送れるということに視点を当てながら、子どもは取り組んでまいりたいと思っております。

濱本委員

そういう小樽の現状、北海道の現状の中で、小樽市教育委員会が、秋田市の小中学校を視察ということで新聞報道がなされました。秋田県は、2年連続全国1位ということで、言うならば先進地です。どういう取組をしているのかということで視察に行ってきたのだと思うのですが、その視察の内容について、お聞かせいただけますか。

（教育）指導室主幹

秋田市の視察につきましては、11月6日に秋田市の築山小学校と城東中学校、11月7日に秋田市教育委員会と研究所を視察してまいりました。その中で特に小樽市との大きな違いというところは、長年にわたって市や県独自の学力調査の結果に基づき、改善に向けて学校と家庭が一体となって継続的に取り組んできたということや、すべての子供たちがわかるまで、できるまで指導するために、朝の10分間読書に始まり、きめ細かな学校での指導、放課後の補充指導、そして家庭学習での予習・復習など、徹底して指導するという環境があるということが印象的だったということで報告を受けています。

濱本委員

あまり数字のことは言いたくないのですが、例えば新聞記事では、全国平均が60パーセントの正答率が北海道は55パーセントで、秋田県は69パーセント、現実にはこういう数字があって、今のお話であれば、秋田は一日で変わったわけではなくて、ずっと過去からの積み重ねでこういう結果になったのだというお話でした。視察をした結果、小樽との一番の相違点は何ですか。

（教育）指導室主幹

先ほども答弁させていただいたのですが、子供たちがわかるまで、できるまで徹底して指導するために、先ほども申したような、朝の読書から、家庭学習までいろいろなそういう環境があるということだと思います。

濱本委員

ということは、言いかえれば、小樽にはそういう環境がないということですね。そういう理解でいいですか。

（教育）指導室主幹

そういうことが全くないということではなくて、やはりそういうところを見直しをして、欠落している部分、課題のある部分があるということもありますので、その辺を何とかこれから補っていきたいというふうに考えております。

濱本委員

学校が独自にできること、それから教育委員会が支援しなければならないこと、たぶんいろいろあるのだと思うのです。小樽でなかなかできないことをやっている部分もあるのだと思うのです。例えば、秋田市は、指導主事がどういうふうに学校を回っているのかわかりませんが、小樽の回り方とはたぶん違うのだと思うのです。そういうものをやはりすぐやらないと、子供たちが取り残されると思うのです。いいものはどしどし、どんなことがあるうがもう間違いなくやっていくのだというき然たる態度が必要だと思うのですが、今言ったように、小樽市教育委員会の指導室と秋田市教育委員会の指導室とで、違いはありましたか。

（教育）指導室長

秋田市の視察で、教育委員会にも行って、指導主事の学校訪問の状況についても聞いてまいりました。その中で、全学校に指導主事が入りまして、全学級の授業を視察しまして、全教員を前に研究協議をして指導助言をし、その指導助言を生かして学校改善を図っていく、毎年それを繰り返しているという状況であります。

小樽市の状況ですけれども、あおばとプランを始める前は、なかなか学校訪問をして授業を見るという機会は少なかったのですが、現段階では、全学校の授業参観はできる状況になっております。

また、教員との研究協議のできる学校も、徐々にですけれども増えてきている状況であります。

濱本委員

要は、秋田市は、指導主事がすべての学校を回って、すべての学級を回って、きめ細かい対応をしているということですね、小樽はそこまではいっていませんと、今のところは学校単位ですということですね。それができないのはなぜですか。マンパワーが足りないからですか。指導主事の数が圧倒的に足りないから、それがそこまで細かくできないということですか。理由があれば、教えてもらいたいと思います。

教育長

視察しましたのは、秋田市の教育委員会並びに学校でございますが、もっと大きい視点で考えますと、小樽市は、北海道教育委員会の指導助言の下で教育行政を進めてございます。秋田市は、もちろん御承知のように秋田県教育委員会で進めているのですが、北海道教育委員会のそれぞれの市町村に対する支援のあり方と秋田県教育委員会と、それぞれの市町村の支援のあり方ですとか、県教委レベル、道教委レベルの指導主事の学校の入り方などが、また全然違うのです。私たちは、あくまでも小樽市の指導室でございますので、小樽の学校だけに全力で入ってございますが、県教委、道教委レベルの段階がまた違うのでこういうような結果になってきているものと思います。これが、この二、三年でなくて、ずっと過去20年、30年とそういう経過が続いているものですので、こういう結果になったと思うのですが、ここ数年は小樽市教委の指導室が、単に道教委だけでなく、独自でかなり指導してございますので、その成果はこの2年後、3年後に、間違いなく出てくると思います。

濱本委員

もう毎回言いますけれども、全国レベルとは言いません、少なくとも北海道の中で、小樽は取組が十分だと、あそこへ行けばいろいろなことがわかる、手本があると言われるように、現在はそうではない状況だということははっきりわかっていますので、ぜひそういうふうになるように頑張っていただきたいと思います。秋田市のように1番をとれとは言いませんけれども、少なくとも目に見える形で何らかの改善がなされなければ、それは改善とは言いません。自分たちの本当に自己満足みたいな世界だと思っておりますので、ぜひともみんなが納得できるような結果を来年度以降残していただきたいというふうにお願ひ申し上げます。教育長の決意をお聞かせください。

教育長

実は、後志だけでなくほかの市町村から、小樽市教育委員会の指導室が出しているいろいろな資料ですとか、取組については高く評価いただいているところで、いろいろなところからその資料などの求めがあるというのが現状でございます。そういうこともありまして、私どもは打つべき手は打ちながら、学校、教員、家庭に十分理解してもらいながら頑張ったいというふうにご考えてございます。

委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時50分

再開 午後 3 時10分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

齊藤（陽）委員

扶助費における政策的判断について

代表質問の関連でお伺いします。

まず、財政問題で 1 点だけお伺いします。

扶助費の増高について、抑制は難しいという御答弁をいただいたのですけれども、私は抑制すべきと言っているわけではないわけです。政策的に基本となる考え方をお伺いしたということで、増える傾向にあることは事実だと思いますけれども、扶助費自体は市民への基本的な市としてのサービスといたしますが、そういうものですので、抑制しないという考え方もあり得ることだと思います。あるいは、本当は抑制したいけれども、御答弁があったように難しいから結果的に抑制できないという考え方、あるいは場合によっては、ある程度は増えるのはやむを得ない。しかし、どこかに線を引いて、量的にあるいは質的な基準を設けてどこかで抑えるというような考え方もあり得ると思います。そういう基本的な方向性、考え方がどうなのかという部分をお聞きしたのですけれども、義務的経費であるので抑制は難しいという御答弁で、考えていないのではと思いましたので、もう一度御答弁をいただきたいと思ひます。

財政部長

扶助費は、いろいろな事業がありますけれども、経済的な事情のある方、あるいは心身に障害のある方への支援・給付という関係の事業だと思っております。

財政担当の立場から申しますと、どの事業であっても、こういう状況の中では、抑制できるものであればいたいという気持ちはあります。ただ、答弁させていただきましたけれども、補助事業を含めまして、扶助費の中の大きなものというのは国のほうの制度で成り立っているものでございますので、私どもの判断としてそこを切るとか、小樽市だけその中身を変えとかというふうにはなりづらいということで答弁をさせていただいたということでございます。

斉藤（陽）委員

義務的な部分は確かにあると思ひますけれども、市の裁量部分といたしますが、市の独自の扶助費について、市の独自部分について、減免とか、あるいはふれあいパスのような形のそういった事業について、ただ抑制すれば済むという話ではなくて、選択と集中といたしますが、どこに重点を置いて、どこは抑えるというようなメリ張りの部分、例えば子育て支援は力を入れるというような政策的な、主体的な持っていく方といたしますが、ただ義務的で、もう増えるのだからしょうがないとずるずる増えていくということではなく、そういうメリ張りのきいた主体的な政策選択としての選択と集中といたしますが、そういう主体的な取組方が必要なのではないかと、そこに政策的な、基本的な考え方というのが出てくるのではないのかということをお聞きしているのです。全体としても増えるのはもうある程度やむを得ないにしても、ここは抑えるけれどもここは伸ばすというような、そういった部分の考え方はどうかということなのです。

財政部長

私が、申し上げましたのは、扶助費全体の事業費のウエートの中で、そういう国の制度なり道の制度にのっかっているものがほとんどでございますので、そういう面で事業費なり財政負担の面ではそういう状況にありますということをお申し上げました。

ただ、市単独の扶助費というものも、それは少なくなつてまいりましたけれども、ふれあいパスを例に出されましてけれども、幾らか残っております。そういう面では、確かにこの政策でございますので、委員がおっしゃいますように、どこに重点的にかけるのか、高齢者のふれあいパスを今の状況で続けていくのか、あるいはその財源をほかに振り向けるのか、それはまさしく政策判断であるかというふうには思ひます。

斉藤（陽）委員

だから、これからその政策判断をどのように考えていかなければならないのかという、非常に厳しい財政事情の中であればあるほど、そういった判断というか、メリ張りといった部分が大事になってくるので、そのところをお答えいただきたいというふうにお聞きしているわけです。

市長

市の財政全体がこれだけ厳しい状況の中では、なかなかめり張りをつけるという、その技術的な問題というのは難しいだろうと思います。要するに、赤字予算ですから、それをどういうふうにめり張りをつけるかというのは頭の痛いところで、現在やっているこの義務的な扶助費以外の市の独自施策もどこまで切り込んでいけるのかというのがあります。ですから、例えば水道・下水道料金の減免がありますが、これをどこまで切れるのかという話もありますし、要するに市の財政全体の中で、市の独自の事業といったものについては、こういう財政事情の中では、これからどういう状況になっていくかわかりませんが、その部分というのはやはりどこを継続して、どこから削りますかということが出てくるのではないかと、来年度にすぐ出るかどうかはわかりませんが、これからの財政状況の中では、そういったことが出てくるだろうというふうには思います。

斉藤（陽）委員

ぎりぎりまで来ているから難しいと市長がおっしゃるのは大体わかるのですが、いわゆる高齢者福祉のような分野と、今、非常に大事な子育て支援といった分野、あるいは教育の関連とか、そういう分野別に力を入れなければならないという柱を一つか二つつくって、そういうものを打ち出しながら本当にめり張りをつけるということが必要ではないか。現在の状況で見ると、それが打ち出されていないのではないかと。非常に厳しい財政事情の中ではありますけれども、そういうものを市民にもわかる形で、小樽市は子育て支援を頑張りますというようなメッセージを市長のほうから出していただくという部分が欲しいという思いなのですが、再度、市長にお願いします。

市長

要するに、一般財源をどこに配分するか、どこに重点を置いて予算づけをしていくかということだと思うのですが、現状の中で、もう赤字財政で一般財源もないわけですから、そこでこのめり張りをつけるというのはなかなか難しいというのが基本的にあります。あとは先ほど言ったように、どこを削ってどこに増やすかという、それだけのものしかないものですから、私としては非常にじくじたる思いで予算編成をしているのですが、もうちょっと余裕が出れば、そういったことも十分可能なのですが、現状ではなかなか今やっているサービスをどこか切りますと、こちらに持っていきますというのはちょっと厳しいかと思います。ですから、もう少し財政状況が好転して、一般財源が一定程度確保できれば、それをどこに重点的に配分するかということはあると思いますけれども、今の状況ではもう一般財源がないわけですから、はっきり言わせて。今やっているサービスを維持していくのが精いっぱいという中で、非常に苦しい選択をしながら進めているという状況ですので、ひとつそれは御理解いただきたいと思います。

斉藤（陽）委員

高等看護学院の授業料及び入学金について

それでは、質問を変えます。

使用料及び手数料の改定の件でお伺いします。

まず、市立小樽病院高等看護学院の授業料及び入学金についてなのですが、これは代表質問でもお伺いしまして、道内他都市の水準にという、基本的にはそういうことだという御答弁なのですが、具体的にどこの都市に看護学院があって、それぞれ授業料が月額幾らで、平均は幾らという計数的な御答弁がなかったものですから、その辺をお願いします。

（樽病）総務課長

道内の各都市に置かれております看護学院の授業料と平均額についてですが、小樽市では現行 1 万円のほか、平成 20 年度の金額ですが、函館市で 2 万 2,000 円、室蘭市で 2 万円、釧路市で 1 万 3,000 円、このほか岩見沢市で 1 万円、滝川市で 1 万 5,000 円、砂川市で 2 万円、深川市で 3 万円、富良野市で 1 万 5,000 円、帯広市では広域連合で開

設をしています学校については9,600円となっております。以上、9市の平均ですと1万7,178円という金額になります。

斉藤（陽）委員

次に、入学金についてはどういう状況か、今と同じような形でお願いします。

（樽病）総務課長

次に、入学金についてですが、市立小樽病院高等看護学院については現在いただいておりません。函館市におきましては5万円、室蘭市におきましても5万円、釧路市においては4万円、滝川市は5万円、砂川市は5万円、深川市も5万円、富良野市が5万円、帯広市の広域連合については2万円ということでありまして、8市で平均いたしますと4万5,000円といった数字になります。

斉藤（陽）委員

そうしますと平均程度と。入学金は平均よりちょっと高いのですけれども、月額授業料のほうはちょっと安いといいですか、大体平均程度で1万5,000円ということになるわけですね。

次に、収支が均衡しなくなるということが御答弁の中にあつたのですが、まず交付税に見合う一般会計からの繰出しがされているということですが、平成19年度決算で見て交付税措置に見合う金額というのは幾らになりますか。

（樽病）総務課長

高等看護学院にかかる繰出しなのですが、地方交付税で措置された金額につきましては、学生1人当たりの換算でやっております、1人当たり77万7,000円となっております。

平成19年度につきましては、在学している学生が93名おりましたので、交付税で措置された金額は7,226万1,000円となっております。なお、一般会計からの学院にかかる繰出金についてですが、これにつきましては、学院収支における支出から収入を引いた分で6,476万4,000円を19年度については一般会計から繰り出してあります。

斉藤（陽）委員

あと、高等看護学院の収益ということで、収入の部分をお伺いしたのですが、授業料収入は平成19年度決算で幾らだったのですか。

（樽病）総務課長

平成19年度における高等看護学院の授業料の収入ですが、決算額で1,086万円となっております。

斉藤（陽）委員

あと、その他の収入という、受験料とか何かあるようなのですが、そういうものも含めた総収益、総収入額は幾らでしょうか。

（樽病）総務課長

収入についてですが、ただいま答弁いたしました授業料1,086万円のほか、受験料としまして1人1万円を徴しております、145人の受験生がいましたので145万円、そのほかの学院収益といたしまして、学院の建物の中に自動販売機等を設置しているものに係る目的外使用として徴収している使用料、また電気料金、また施設管理で除雪にかかる負担金ですとか、学生から実際に教材等のコピーの使用料を取っておりますので、そのほかの収入を含めると27万1,000円ほどございまして、平成19年度決算でいきますと、総収入で1,258万1,000円となります。

斉藤（陽）委員

あと、支出の部分については、総額で結構ですけれども、この収入に対する支出は幾らになるのですか。

（樽病）総務課長

支出に関しましては、8,010万3,000円となっております。

斉藤（陽）委員

ということは、この高等看護学院の収支状況ということでは、どういう状態ですか。

（樽病）総務課長

平成19年度の数値で申しますと、収入が1,258万1,000円に対し、支出が8,010万3,000円になっておりますので、収入から支出を引きましたもので、6,752万2,000円となっております。

斉藤（陽）委員

それで、平成22年度の新入生から授業料が上がるということですが、その場合の収支均衡といいますが、その場合で今言われた授業料が1万5,000円になって、入学金が5万円という状態になると、その時点での収支の見通しについては、試算されていますか。

（樽病）総務課長

平成22年度に関しましては、今委員がおっしゃいましたとおり授業料が1万5,000円となりまして、入学金が5万円を徴収しますので、22年になりますと、収入が1,586万2,000円となりまして、これに対します支出につきましては7,593万2,000円となりますので、収入から支出を差し引きました6,007万円の赤字となります

斉藤（陽）委員

かなり赤字と言えば赤字なのですけれども、この御答弁で、収支均衡を図るというふうになってはいますけれども、その収支均衡を図るためにいろいろ値上げしなければならないということなのですが、教材ですとか教具の充実、また実習期間の確保、あるいは学院の教育環境の充実、そういったことで経費がかかるということなのでも、具体的にどういうところに幾らかかるのか、金額的なものをお示しいただきたいと思います。

（樽病）事務局次長

先ほど小樽病院総務課長から述べた赤字分は、一般会計の繰入金で賄って収支を保っているということございまして、今、平成22年度に先ほど申した授業料、入学金で330万円の増収というか、学生の方からいただくお金が増えるわけですが、それらにつきましては、実習の経費として22年度に230万円ほど、教材費として100万円ほど、これらを投入して充てていきたいと思っています。

22年度は初年度でございますので、その1年生の分だけでございます。それが25年度になって3年生まで反映することになりますと690万円ほど増収になりまして、それらについては、管理経費は先ほど言ったような200万円ほどですが、実習の教材、図書の購入に500万円弱を入れて充実していきたいというふうに考えてございます。

斉藤（陽）委員

赤字分については、一般会計から数千万円の繰入れをしてその補てんをしながら、その足りない部分についてそういう学生からの授業料あるいは入学金というもので補いながら運営をしていくということになるわけなのですけれども、これは最終的にその政策的な判断ということになるのですけれども、今、病院の事業がこれから今小樽市立病院改革プランで改革をされていく非常に大事な時期にあります。小樽市内でそういう医療技術者を養成する施設を確保していかなければならない、力を入れるべき課題だということで、政策的にそこに授業料や入学金の値上げを多少とも抑えて慎重にしながら、多少一般会計からの繰入れが増えたとしても、そういう値上げを抑えていくというような政策判断もあり得ることだと思っておりますけれども、病院改革がそういう不良債務の解消とかという部分で非常に大変な状況にあるので、この学院に対する繰入れというのは、そちらのほうとはけたが違うわけです。確かに数千万円という、大きな繰入れではあるのですけれども、値上げの判断というのは、私としてはもう少し抑えられないのかと、慎重にできないのかという思いがあるものですから、その辺の考え方をお聞きしておきたいと思っております。

（樽病）事務局長

まず、本会議でも答弁を申し上げますけれども、基本的な考えとしては、やはり道内の他のそういう看護学院の関係の入学金等を参考にして、その分をいただくという考えなのです。実は、平成17年度の、前回の見直しのおきも、当然他都市と比べれば小樽市はかなり低い水準だったわけです。ただ、その時点で、交付税で見られる

収益というのがありますので、それと授業料を足して経費が赤字になっていない状況で、実態としては、例えば高等看護学院で教えている看護師とか医師というのは業務として行っていますから、学院としてはただなのです。それをよそからお願いしてきたら、またすぐ費用がかかるわけですから、そういう面での貢献というのは病院自体がしていますし、実は病院の中に看護学院があったときには、経費的には非常に少なく済んでいたのです。やはり現在は外に出ていますので、それなりの維持していくための経費というのがかなり違ってきているわけです。前回、17年度のときは、そういう中で、他都市並みということで考えもあったのだと思いますが、収支均衡になっているから、これは政策的にもやっている高等看護学院ですので、据え置いたということになったと思います。

今回、先ほど小樽病院事務局次長が説明しましたけれども、維持補修費もありますし、カリキュラムも変わってきています。あとほかに実習に対する経費がほかのところより非常に安いのです。そういう中で、収支が難しいということもあって、経費が増高します。そういう中で病院が赤字だからとかそういうのではなくて、やはり高等看護学院の中で何とか収支は合わせていきたいという中で、他都市も恐らくいろいろな貢献を考慮して、政策的にかなり頑張っている料金を設定していると思いますので、その水準に合わせた形でお願いしたいという考えでございます。

斉藤（陽）委員

弓道場、手宮公園陸上競技場の使用料値上げについて

それでは、続きまして教育委員会にお伺いします。

弓道場、手宮公園陸上競技場の使用料値上げについてなのですが、計数的に原則に準拠した範囲だということは代表質問の御答弁で理解できましたが、ただ1点、先ほども共産党の新谷委員のほうからもありましたけれども、利用者数の減につながらないか。この今回の値上げによって利用者が大きく減るといようなことは小樽の社会体育の振興という意味でも非常にマイナスだと思います。健康増進のためにもスポーツというのは必要なことです。その利用者がどんどん減っていくといようなことは好ましくないで、そういう心配につながらないのかどうかということだけ一応確認しておきたいのですが。

（教育）生涯スポーツ課長

社会体育施設利用者の減少が考えられないのかという御質問でございますが、利用料金の改定によるもののほかに、今までのスポーツ施設の利用形態、状況を見ても、やはり人口減ですとか少子化の影響、さらには競技団体数や構成員数が減少しているという推移がございます。そういう中で、その利用者が減少をしていっているという現実がございますが、その中においても私どもとしては、スポーツ団体の育成ですとか、また指導者や選手育成のための講習会の開催を支援するですとか、又は全道・全国大会の開催の取組を進めていくですとかというふうな中で利用者の増を図っていくよう進めていきたいというふうに考えております。

斉藤（陽）委員

小樽市立病院改革プランについて

それでは、小樽市立病院改革プランのほうに移ります。

一般会計の繰出しについての部分なのですが、過去に一般会計側の財政上の事情もあったことから、不良債務解消と支援分というものは例外として繰り出すという御答弁だったわけですが、過去の部分についてはやむを得ないと、確かにそういうことだと思っておりますけれども、今後についての新たに現時点から生み出されるような赤字といったものにまでどんどん繰り出さざるを得ないという状況は非常によくはないと思います。可能な限りの経営改善を行って、それでもなお不足するということで繰り出すわけですから、その可能な限りの経営改善というのが現時点でどこまで行われているのかという部分が非常に問われるところだと思います。再編・ネットワーク化による役割分担というのがあと一年かかるとのことですが、その1年の間にも赤字が膨らんでいくという状況は、1年といえどもタイム・イズ・マネーといいますが、一日一日がお金だという状況ですので、一刻も早くやっていただきたいわけですが、また人件費を含む経費の削減、そういったことを徹底的に素早くやることによって、

本来の意味での、本当の経営改善をする、過去の不良債務に繰り出すのだという部分と、現在、これからはもう赤字は出さないのだということで、そこを厳格に区別することが必要なのではないかと思います。そこを甘く見て、現時点でも医師不足でしようがないのだから繰り出さざるを得ないというふうに、ずるずるといつまでも赤字を垂れ流すという状態にしないように、どうしたらそういうふうにしなくて済むかということをやはり真剣に考えなければならないところだと思うのです。その区別をきちんとすべきというふうに思うのですけれども、病院としてはその辺をどのようにお考えでしょうか。

（樽病）事務局次長

今回の小樽市立病院改革プランでは、その辺のことについては、基本的には地方財政措置とか、交付税の算定にあるもの、ここは赤字であろうが黒字であろうがルール分として出しましょうということが一つです。やむを得ず平成20年度から22年度の間は、財政支援としての一定の繰出しをする形にしておりますが、これにも改革プランの中では、一般会計の財政健全化計画の繰出し総額を上回らない範囲ということで、今回の計画は25年度までの繰出金を増やさない中で設定いたしました。この考え方は、今後についても一般会計がこれだけ多くの繰出しをしながら、一般会計側も赤字を解消しなければならないのですが、これは守る必要があるのだらうと思います。そして病院のほうは、今、委員がおっしゃったように医師不足があり、これからどういうことが起きるかわかりません。その辺の決算における赤字評価は、やはり病院は病院として責任を持たなければならないし、その評価というものも一定程度、今回の改革プランでは、点検、評価として、外部委員も入れた進ちょく状況の評価をすることとしておりますので、そういう中で判断していくことになるのだらうというふうに思います。

斉藤（陽）委員

もう一点、今の御答弁に出ました医師不足の解消について、3人の医師が退職されて、その補充をどうするかということと、公立病院特例債の導入について、これが前提条件になっているということで、これは少し意地の悪い聞き方だったのですけれども、この片方あるいは両方が不調だった場合に、どう対応されますかと、影響はどうですかというふうにお伺いしたのですけれども、不調にならないように頑張るといって代表質問での御答弁で、結局運悪く、最悪の事態として不調だった場合にどうするかということには御答弁がいただけなかったのです。その部分、最悪の事態を考えてどういう影響があるのか、どういうふうに対応しなければならないのかといったことについてのお考え、最後の踏ん張りというか、どういうふうに対応されるお考えでしょうか。

（樽病）事務局次長

まず、平成20年度で申しますと、一番大きなものは公立病院特例債で18億8,000万円を導入することとしておりますので、もしこれがゼロということになれば、大体病院の健全化判断比率にしますと24パーセントほどの影響がございまして、病院の経営健全化基準の20パーセントをクリアすることができなくなります。そうなるとうどうなるかと申しますと、病院自体がいわゆる早期健全化団体と同じような対応をしなければなりませんので、経営健全化計画を外部の監査を受けて、議会の議決を経た上でつくっていく必要がございまして、そうなりますと、国や道から、我々は、市立病院改革プランで自主再建をしようということに頑張っていますが、これについてさらに厳しい指導などが入ってくるのだらうと考えられます。

医師不足の件につきましては、この20年度に補充するのは非常に大変だとは思っておりますが、21年度以降、仮に補てんされないと病院の収益が非常に落ちるものですから、そこについては、ではそれに見合うように歳出をどう落としていくのかということに頑張りながら、収支の面で何とかばん回しなければなりません。ただ、そのばん回ができなければ、この不良債務の解消計画が先に延びることになるのだらうと思います。先ほど言いましたように、一般会計からの繰入金にキャップをはめておりますので、その中で後年度でやっていくか、また病院のほうの計画を見直さなければならないこともあり得る、最悪の場合はそういうことになります。

齊藤（陽）委員

今、公立病院特例債がゼロだった場合のお話だったのですが、ゼロだとこれまた大変なことですけども、その経営健全化基準の20パーセントの限度内に踏みとどまるためには、特例債としては要望額の満額18億8,000万円でもなくとも、どの辺まで認められれば踏みとどまれるというラインはあるのでしょうか。

（樽病）事務局長

資金不足比率の場合は、当年度決算の数字の問題になりますので、やはり額的に言えば、今までの比率から見たら当然15億円、16億円レベルでの公立病院特例債をいただかないと厳しい現状にあります。

医師確保の面で補足なのですが、確かに、今、3人の医師がいなくなって、その分を埋める医師確保というのは、すごく簡単な構図ではなく、例えば平成16年に39人いた小樽病院の医師が28人まで落ちて、それが今年の初めには30人までちょっと戻っているのですが、数字はそうなのですが、診療科ごとの増減というのがまた別にあるのです。いろいろなところでいろいろなことが起きているのです。医局でもいろいろな状況があって、両病院長を中心に、言葉は悪いですけども、いろいろな情報があったら刺さりこんでいって、そこで交渉しながら、総体としては確保してきているというのが現状なのです。ですから、当然、今、小樽病院側に欲しいと思って確保に動いている医師は、小樽病院に欲しいというよりも、小樽市内にいないのです。あるいは、極度に不足している部分に対して特に動いていまして、医師会にも応援していただいていますので、そういうことで何とか確保していきたいと思っています。

それと、なかなか常勤ですべてを埋めていくという時代でもなく、派遣とかいろいろな形態を組み合わせながら、今、小樽病院も協会病院に移られた呼吸器科の医師の支援を受けて、一定の治療というか、患者を診療できている部分がありますので、そういういろいろなことをやりながら機能として確保していって、収益に結びつける。そうしなければ、なかなか小樽の地域医療として非常に大変になってきますので、皆さんの応援をいただきたいと考えております。

齊藤（陽）委員

確かに、意地が悪いような質問をして、最悪の状態ばかりを聞いているのですが、決してそういうふうになったほうがいいわけではなくて、そうならないように頑張りたいという思いで聞いているわけがございます。

もう一点、病院の組織について、病院局の経営企画部門、それから戦略会議のことでいろいろお伺いしたのですが、ほとんど企業管理規程で定めるということになっていまして、内容的な御答弁がいただけなかったのですが、改革プランの中にも若干のそういう役割みたいな記述はあるのですが、病院局、経営企画部門、経営戦略会議、それぞれの位置づけというのは当然持って今考えていらっしゃると思うので、その位置づけについて、まず簡単でも結構ですので御説明をいただきたいと思います。

（樽病）事務局次長

まず、病院局ですが、今回の条例改正の中で、病院の組織として病院局という名前を挙げさせていただいております。それは、今までは小樽病院、第二病院という、病院が組織として位置づけられていますが、今度は病院局という形で、水道局と同じような形で位置づけしております。

経営企画部門の位置づけについてですが、事業管理者を設置して、二つの病院があって、今のところ両方の病院に診療部門も含め、事務部門もそれぞれの病院にあるのですが、今度、管理者が、ただ一人だけではないでなく、その管理者の仕事をサポートする事務的な部門として経営企画部門という、仮の名前ですが、そういう組織が必要だろうということで、これは病院全体をまとめる、一般会計で言えば総務、財政とか人事、そういう部門をつかさどる部門がこの経営企画部門になるということです。

それから、経営戦略会議というのは、今、この市立病院改革プランで想定していますのは、いわゆる規則とかに

のっている組織としての戦略会議ではなくて、管理者の下で両病院を運営するのですが、それぞれの病院もそれぞれの運営をしなければならない、そういう中で病院局全体として、ではどちらの方向へ向いてそれぞれの病院がやりましょうということ、例えば管理者と両病院長、副院長又は事務局長レベルぐらいで病院事業の中で話し合うための組織として考えているところでございます。

斉藤（陽）委員

そうしますと、今の説明では、病院局というものと別に経営企画部門というのがあるのではなくて、病院局というものの中に経営企画部門とかいろいろなものが入っているという意味で考えていいのでしょうか。

（樽病）事務局次長

まさにそのとおりでございます。

斉藤（陽）委員

小樽市立病院改革プランの説明のところを見ますと、病院局と経営企画部門については、平成21年4月1日に設置という日にちが標記してあるのですけれども、経営戦略会議というのは、名称は書いてあるのですけれども日にちは標記してないのですが、これは何か意味があるのですか。

（樽病）事務局次長

今申しましたように、病院局と経営企画部門というのは、条例や規則にのっとった組織でございますので、地方公営企業法の全部適用になった4月1日から動くという意味でして、経営戦略会議というのは、先ほど言いました会議体として設置するものですから、新しい管理者の下で4月1日にこだわらず4月1日以降に設置していくということでございます。

斉藤（陽）委員

もう一点なのですが、経営戦略会議というのは、先ほども御説明があったように、病院事業内の会議で、病院事業の中の事業管理者が統括をして、院長や事務局長ですとかで、その会議をやるということですが、病院事業外の外部有識者であるとか、あるいは小樽市の市長部局の方ですとかといった人も加わる評議委員会というような形で、病院事業の外部の人も加わって協議をするという場は考えられてはいないのでしょうか。

（樽病）事務局次長

この経営戦略会議というのは、これからこの病院を短期的にも中期的にもどう動かすかという意味で、病院局の意思決定の一番重要な機関だと思っていますので、それは一つの独立した企業体としての病院局の中でやろうと思っています。

今、委員が御指摘の外部の人間を入れてということですが、これは一つ決算の評価において外部委員会を設けますので、そういう中で病院のあるべき姿とかも議論されるだろうと思いますし、例えば市長部局の人間なり外部の有識者を入れてというお話というのは、それは今までもやっておりますけれども、それぞれ病院を運営する中で必要があればその都度アドバイスをいただくというレベルで考えております。

千葉委員

妊婦健康診査について

一般質問の中から、もう一回何点かお伺いしたいというふうに思います。

先ほど市長のほうから、また財政部長のほうからも財政が非常に厳しいということで、今の市民サービスを何とか守って維持していくのが精いっぱいだという御答弁もありました。そういう中で、要望していくのが非常に心苦しくもあり、また進めていかななくてはいけないということで質問させていただいておりますけれども、妊婦健康診査について若干お伺いをしたいというふうに思います。

やはりこの妊婦健康診査というのは、一般質問でも述べさせていただきまし、市のほうの認識もそうである

かと思えますけれども、母子の健康、また安心、そして安全な出産をしていただくために非常に大切であるというふうに感じております。そういう中で、最近もまた妊婦健診といった受診を一度もせずに出産に臨む妊婦がいるですとか、また中には受診することができないで出産に臨む妊婦がいるということで、医療機関が救急搬送された妊婦の受入れを拒否するケースがあると報道されております。

その以前に、やはり妊婦健診の重要性ということを妊婦にしっかりと周知していかなければいけない、またそれが非常に大事だというふうに思っていますけれども、妊婦健診の重要性について、保健所のほうではどのように周知をされているかということについてお伺いしたいというふうに思います。

（保健所）保健総務課長

委員から御質問がありましたとおり、妊婦健診につきましては、やはり妊娠中の母親とおなかの中にいる胎児の健康を守って、安心して出産を迎えていただくということで、この妊婦健診というのは必要なことというふうに考えておまして、これにつきましては、今までは年 2 回の公費負担であったものを今年度から 5 回に増やしております。その内容につきましては、小樽市のホームページや市内の大きな施設の中でのポスター掲示など、また何かの機会がありましたら、対象者に対して受診を促すなどの啓発を現在もやっているところであります。

千葉委員

今、御答弁がありましたように、年に 2 回から 5 回ということで、市内の妊娠されている母親たちからは本当にうれしいということで喜びの声が多数聞こえてくるのですけれども、また逆に質問の中で述べさせていただきまして、小樽市外では使用できない不便さ、また残念だという声も聞かれています。

里帰り出産について質問させていただいたのですけれども、地域柄、小樽市というのは東西に非常に長くて、星野ですとか銭函方面の妊娠をしている母親たちからは、やはりおなかの大きい中で通院する時間ですとか交通の利便性を考えますと、どうしても手稲などの札幌方面の医療機関で受診をしてしまう。そういう中で受診票が使えないのが非常に残念だという声が数多く私のところには届いております。所管部署である保健所のほうには、その声というのは届けられているのでしょうか。

（保健所）保健総務課長

御質問のとおり、銭函・張碓方面の札幌市に隣接している地区の住民からは、ぜひ小樽市以外の地域でその無料の受診券を使いたいという要望は聞いておまして、その辺も考慮して今考えているということでございます。

千葉委員

一般質問の中でも、小樽市はこの協定に参加するため、北海道に対して協定の参加を依頼したところであり、来年度からの実施に向けて今後も引き続き協議をしまいいりますという御答弁をいただいております。小樽市内で健診を受けていて里帰りする場合、例えば市外の実家に帰るとなると、やはり安定期が過ぎてからというふうになりますので、里帰り先では 1 回か 2 回ぐらいしか健診を受けることができないということもありまして、その受診した地域で、1 回や 2 回受診したからといってかかりつけの病院として認めてもらっては困るという考え方があるとすれば、やはり地域に行って経済的負担も軽くしながら 3 回、4 回と、実家に帰っても健診を受けていただけるような環境整備というのは非常に大切であるというふうに思っています。御答弁の中でも、来年度からの実施に向けて協議をしまいいりますというお話がありましたけれども、これは実際に来年度から里帰り出産の場合に、小樽市外でその受診票をしっかりと使えるようになるのかどうかという見込みについてはいかがでしょうか。

（保健所）保健総務課長

里帰り出産について、市外での妊婦健診の受診券の利用につきましては、現在、道と協議をしているところですが、現時点での事務手続上の協議から申しますと、ほぼ来年度から実施できるものと考えております。

千葉委員

ぜひ来年度から確実に実施できるようにお願いをしたいと思います。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

林下委員

銭函市民センターの利用料について

それではまず、使用料及び手数料の改定についてお伺いいたします。

銭函市民センターの使用料の関係で、図書室と遊戯室は、当初から民生施設ということで、平成17年度の施設利用料金の全面改定をした時点で無料のままとし、なぜ今まで残ったのかというその経緯について、まずお伺いしたいと思います。

（生活環境）銭函サービスセンター所長

平成17年度の全面改定のときになぜ残ったかということですが、その施設自体としましては、開設当初から遊戯室ということで、児童・生徒を対象にした施設として建設されました。ということで、遊戯室という機能を有するという視点でそのまま無料ということで続いたかと思えます。

林下委員

私も、地元の方からいろいろと御意見をいただいているのですけれども、当時は、当然子供たちの遊戯施設とか、あるいは図書の利用とか、いろいろあったと思いますけれども、銭函地区には老人福祉施設というものがないわけでありまして、そうした役割も兼ねているのです。子供の利用が減ってきたということとあわせて、何か自然にそういう形になったのかもしれませんけれども、地元では老人福祉のそういう施設というものがないから、そういう役割を兼ねてきたという認識がどうもあるようなのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

（生活環境）銭函サービスセンター所長

開設以降、利用実態としましては、大人の方の囲碁・将棋等で多く利用されたかと思えます。30年ほどたちまして、やはり遊戯室ということでは利用実態と合わないのではないかということで、今回、娯楽室として私どもでは位置づけたいということで、まず考えました。娯楽室として、ただその利用については子供から大人までずっと考えられるのですが、その中でやはり市民センターやコミュニティセンターとして利用しておりまして、体育室等につきましてもやはり子供から大人まで利用するのですけれども、利用区分としましては、中学生以下、高校生、一般、それから高齢者ということで区分して有料化しております。それで、そういう部分とのバランス等も考えまして、やはり新しい形の中で利用実態に即して、その区分に合わせて使用料をいただきたいということで考えました。やはり同じく、中学生以下については無料、一般の方については100円、高齢者の方及び高校生についてはその半額の50円ということで整理させていただきましたので、御理解をいただければと思います。

林下委員

銭函市民センターの責任者としては、そういう苦しい選択があったということは理解ができるのですけれども、例えば今、総合福祉センターは老人福祉施設として今後もずっと無料で使用できるということとは矛盾するという声もあるので、そういった点についてはどういう御説明をされていますか。

（生活環境）銭函サービスセンター所長

私ども、当初銭函市民センターの建設に当たりまして、福祉的な観点の下でその建設を考え、総合福祉センターの条例等を一部改正しながら、利用区分移行ということを検討していたのですけれども、ただ利用区分というのは、今、総合福祉センターの老人福祉センター自体は60歳以上の利用に限定されているのです。ただ、銭函地区にありまして、その部分だけでいくと難しいということが利用に当たって、将来にわたっているいろいろな課題が出るということで、広範囲な人を対象にそのセンターをつくりました。ただ、その中で、福祉的な部分について考慮するという事で条例等で減免措置として、老人クラブあるいは子ども会等につきましても減免措置を設けながら、そういう

利用についての若干の調整を図っているということで、そのときの発足時点でそういう整理がされておりますので、私どもとしては、現状はコミュニティセンターという整理で判断しております。

林下委員

銭函地区というのは、どうも札幌市と隣接をしているという地理的な条件もあって、市民感情というか、市民気質といいますか、そういうのが非常に都会的なのか、ちょっと市内の他の地域とはやはり比較的気質が違うというふうに、どうしても札幌と比較されているというところがあるようなのですけれども、やはり現実問題として老人福祉施設というのは銭函地区に無く、いくら無料だからといっても、銭函から電車やバスで移動して利用するという点については、どうしても考えにくいのです。そうした場合に、先ほど私が指摘をしたように、やはり地域の高齢者が集まっているような娯楽をすとか、そういう施設としての役割を兼ねていたというその話も何となく合理性があるというか理解しやすいし、あまり矛盾もないというふうに受け止めたのです。そういった意味で、今までそういったその認識というか、そういう老人福祉施設を兼ねているとか、あるいは代替という形での認識というのは全くありませんでしたか。

（生活環境）銭函サービスセンター所長

銭函地区につきましては、塩谷地区と同じように、やはり中心部から離れているという認識はあります。その部分で両サービスセンターを置いて、やはり地域に差の出ないような行政をやってきております。

先ほどの老人福祉の部分で市民センターにつきましては、他の市内のコミュニティセンターもそうですが、やはり高齢者に考慮するという点で、一般の方の料金を 1 としたら高齢者は 0.5 というような形での料金設定で、そういう部分での高齢者についての配慮をしているつもりでおりますので、御理解をいただければと思います。

林下委員

それでは、私どももこの提案をされた時点で、地元の理解もいただいているという説明を受けているのですけれども、これが銭函サービスセンターのほうから、地元の理解を得るための何か手順といいますか、こういった作業があったのでしょうか。

（生活環境）銭函サービスセンター所長

私どもで、料金の改定についてということで、銭函市民センターの運営委員会の方に協議をさせていただきました。そういう中で、料金設定について御理解をいただいたと思っております。ただ、個々の利用者については説明をしていませんでしたので、ちょっと遅れましたけれども、12月4日、それと今週13日に改めて囲碁・将棋の会員の皆様に説明して、御理解を得るつもりでおります。

林下委員

やはり常時利用している人たちの意見というのをきちんと集約していただければ、私どもにこうした指摘がなかったと思うのですけれども、ただ例えば民生施設とか、あるいは老人福祉施設とかという区別というのはなかなか市民にはしづらくて、例えば町会で行事に使ったときに、どういった場合が無料で利用できるのか、そういうのが実は、正直言って私たちも市民から問い合わせがあってもちょっと答えられなかった部分で、例えば民生施設で言えば、70歳以上にそういうところで割引をしたら、道や厚生労働省、あるいは総務省とかから、何かペナルティーがかけられるのかという事情があるのでできないということであれば非常にわかりやすいのですけれども、その辺はどうなのですか。ペナルティーはあるのですか。

（生活環境）銭函サービスセンター所長

特にペナルティーとかということは聞いておりません。ただ、平成17年度の使用料及び手数料の見直しまで、時代の背景として、高齢者の方にやはりよりよい生活をしていただきたいといういろいろな場所で無料化とかいろいろ進んだのですが、老人福祉法が制定された昭和38年当時ですと、総人口に占める65歳以上が1割に満たない時代につくられていまして、ただ、今はもう4分の1を超える時代に入りましたものですから、やはり無料の時代ではな

くて、応分な負担をいただかないと政策的にいけなかったのではないかと思います。17年度に、先ほど言いましたような施設の使用に当たって費用負担をしていただくということで、小樽市としてルールがつくられて現在進められていると思っております。

林下委員

ペナルティーもないということであれば、市の判断でそういうようなことができるかと理解をいたしましたし、今、地元との協議といいますが、話し合いも進めているということですから、推移を見守りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

市道潮見台川沿線について

次の質問なのですが、市道の未除雪の区間について、昨日の一般質問でも出ておりました、実は私が住む町会に関係することもありまして、あまり指摘をすれば何か誤解を招くということで、この間ずっと非公式にいろいろ話をさせていただいたのですが、やはり市民の声として、早く改善してほしいという声は、これは各会派からも言われておりました、私自身も道路は公共の財産だという認識で誤解を恐れないで質問をさせていただきます。

市道潮見台川沿線という道路がありまして、このうちわずか300メートルの区間が冬期間通行止めになっています。最近是非常に交通量が多くなってきているのですが、ここの通行止めの関係について、どういう御認識をお持ちですか。

（建設）雪対策課長

市道潮見台川沿線の宮田産業のゴルフ練習場から望洋パークタウンの間でございますけれども、これにつきましては、望洋パークタウンが開発されたときに取付け道路がつくられてございますけれども、その部分についてこう配がきつく、幅員が狭く、S字クランクとなっております。短い区間ではありますが、その安全の確保が難しいということで、冬期間の安全を保つ上では非常に難しいという理由で通行止めにしてございます。

また、これにつきましては、民家が途切れるところから、望洋パークタウンまでの区間を冬期間通行止めということにさせていただきまして、春になって雪の解ける状況になりましたら、雪割り作業をしてございます。

林下委員

もちろん理事者の皆さんは御存じだと思いますけれども、この市道は、昭和30年代といえますから相当古い話なのですが、小樽市がわざわざ山を切り開いて、その高低差をなくすために大工事をした経緯があるそうです。そういう場所ですから、団地の開発によってわざわざ盛土をして高低差をつけて、そこに道路をつけたということで、今御説明があったように非常に急こう配で、自動車教習所のコースのような状態なのです。そういう状況になっておりました、当時、町会がこの部分について説明を求めたときには、望洋台の団地の開発の進ちょく状況とあわせて、その市道の整備も行っていく、したがって、工事の進ちょく状況によって、来年にでも、その急こう配は解消するという説明があったのです。私も当時、市の土木部に来て一緒に末席で座って聞いていた記憶があるのです。

ところが、それ以降、望洋パークタウン自体の販売がとまっておりますから、工事が全然動いていないのです。動いていないまま、道路はそのまま、仮設だという説明のまま今日を迎えているのですが、いつ市道に移管をされたのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

建設部次長

市道の移管については、大変申しわけありませんが、資料等を持ち合わせておりません。道路としてはかなり前からありまして、今、山を切り開いてというお話がありましたが、私も、ササやぶとか枝が張り出している中であの道路を走った記憶はあるのですが、現状は道路幅として4メートル程度の幅員しかなくかなり狭いのですが、地形なりに道路があった。小樽の場合は、大正時代に市道認定等をしているところがかなりありまして、そう

いう点では、昭和30年代ごろにというお話がございましたが、おそらくその時代のころには既に認定しているのではないかというふうに思います。

林下委員

私も、いろいろと当時の状況も地元の町会から聞いておりますけれども、やはり今回も、去年の冬期に入るぐらいに水道管の工事があって、そのときに私もその仮設道路からいつ市道に移管したのだということを聞かれて、いやいや全然それは私も聞いておりませんということだったものですから、今質問させていただいたのです。正確に言えば、このわずか10メートル足らずの区間が狭いので、あるいはその急こう配ということとS字になっているということで通行できないという問題なのです。ですから、やはり通年通行して、除雪を再開されるような条件をつくるとすれば、その10メートルの区間を何とかしなければならないという市の認識なのでしょう。

建設部次長

今の道路のことについては、先ほども申しましたが、道路の用地幅員自体も狭いものですから、仮にその道路交通をきちんとした通常の道路整備をするとなれば、通常の道路幅員としては片側2.75メートルです。その両方通行である場合には倍の5.5メートル、それに路肩等を要するとすれば、最低でも6メートルから8メートルぐらいは要するということになります。ですから、今の道路用地幅員の中ではなかなかすぐに通常の道路整備というのは難しく、交通量等も調べて、必要性等を勘案した上で整備の検討に入っていかなければならないということです。

林下委員

いつまでもこの議論をしているわけにもいかないのですけれども、ただ結果として、この道路は、小樽市が工事を直接手がけたという記憶ではなくて、三菱地所が工事をやって、それを市が移管を受けたという経緯があることは私も承知しています。したがって、本来であれば、もちろんその監督責任というか、その仮設道路を認めた市の責任もあるかと思っておりますけれども、本来やはりそういう道路を、当時はもう既にロードヒーティングはできないという市の方針もはっきり出ていましたから、そういう状態のときに、そういった仮設道路であれ、あるいは市道であれ、それを認可したということも含めてやはり市の責任も若干あると思うので、ぜひその点については、工事をした事業者なり、そういう人たちに、既に十数年も20年近くもたっているわけですから、きちんと対応していただきたいということで、質問を終わります。

ふれあいパスについて

次に、公共交通とふれあいパスの関係で、市長のほうから、ふれあいパスの利用者負担の10円引上げを、来年4月からやりますという御答弁をいただきまして、あまりにも新聞記事が大きく扱われたものですから、私もちょっと戸惑ってまして、市民からも「やぶから蛇を出したな」と言われました。私は、本来は公共交通ということ、運賃も大きな問題ですけれども、やはりこれまで例えば100円を6対4で市と中央バスが負担してきたという経緯から言えば、この10円について、6円とか4円とかという議論には当然ならないというのは理解しますし、市の財政からいっても恐らく市民の理解は得られるだろうというふうに受け止めていますけれども、やはりその辺の交渉経緯といいますか、今までどういう取決めとか協定のようなものがあって、その交渉がこういう結果に落ちついたというところの御説明をお願いしたいと思います。

（福祉）地域福祉課長

まず、中央バスからお話があったのが3月下旬で、報道、公表もされていますけれども、5月1日から市内路線のバスを200円から210円に値上げするということが知らされたところであります。

バス事業者としては、収支状況が悪化する中で9年ぶりの料金改定であって、10円というぎりぎりの料金改正であるというお話の中で、ふれあいパスについても、お話から改定までの期間が短かったものですから、すぐ5月1日とはならないでしょうけれども、なるべく早く値上がり分の負担を決めていただきたいということでのお話がありました。

市としては、負担額を変更するにしても、市で実施するにしても市民の理解も含めて、その検討に相応の時間を必要としますということで、今年度の途中の実施はなかなか難しいことを話した中で、その後、その実施の時期についても、何度か中央バスとやりとりをしたところであります。

先ほど市長、財政部長から、苦しい財政状況の中で単独事業も厳しいという答弁もありましたけれども、その間、小樽市としても、平成21年度以降、何とか実施できるようにいろいろな方策を考えたところではあります。例えば負担金の変更もありますけれども、年齢の制限ですとか新たな事業内容など、いろいろと検討して、そうしたことも含めてバス事業者とも協議を重ねたところではあります。

最終的には、その何割とかという負担でなくて、それぞれの持てる限度といいますか、当然事業者側とすれば、今、通常のバスカードとかバス券の中でのプレミアムが13パーセントぐらいですし、自治体に協力している事業であっても最大で2割であるといった中でのことになろうかと思っておりますけれども、市としても、財政負担の限度ということや、いろいろなことを考えて、いろいろなやりとりの中で最終的には10月末に、市長が本会議でも答弁させていただいたように、現在の事業内容を変えずに、料金アップの部分を利用者に負担していただくことで実施したいと考えたところであります。

私どものほうには、今年5月1日以降でも、ふれあいパスの交付で高齢者の方がたくさん来ていますけれども、まだ100円で乗れるのですねと言われましたし、10円は利用者の負担という感覚のほうが多いというふうには、窓口対応をする私どもとしては感じていますし、このたびの新聞記事等が出た以降も、なぜ負担が増えるのだという話も私どものところには入っておりませんので、この110円負担という部分は市民の方には理解されるのではないかというふうに考えております。

林下委員

10円の負担の関係については、これからもいろいろな委員会の中で議論もあるかと思えます。

今回、来年4月から負担増となることについて、いろいろな市民からの御意見がありますけれども、例えばバスカードを配布するような方法に改めれば、運賃が変わろうが何しようが市の負担もきちんと割り切れるし、非常にわかりやすいのではないかという提案もあるわけなのです。こういう機会に、もちろん中央バスの意向もあるでしょうし、そうした場合にその設備投資とか、いろいろな問題も事業者としては出てくるのかもしれませんが、その点についてはいかがでしょうか。

（福祉）地域福祉課長

実は、先ほどいろいろと検討したという中では、そのバスカードというものも検討しております。事務レベルとしては、割とリアルに事業者側とも費用のこととか、費用をかけないにはどんな方法があるとか、いろいろな検討をしたのですけれども、やはりこれまでふれあいパスを利用してきて、この市民というか高齢者になれ親しんだふれあいパスの利用方法を変えるということにはかなりのエネルギーを必要としますので、確かにバスカードで幾らということであれば、おのずと上限が決まりますので、なるべくそういった財政効果がきっちり分かりますし、今の方法では、何度でも利用できるという意味ではどんどん増えていきますので、そういうこともあったのですけれども、やはり親しんだ今のパスを変えずに何とか、高齢者は増えていきますけれども、その財政負担の部分は頑張っ、そのまま実施していこうと確認したところです。

林下委員

負担の問題はこれで終わりますけれども、私は、公共交通機関の、特に路線バスの維持について、市長からも相当自信を持った御答弁をいただいていますし、事実、全国的に見ても、小樽はまれなぐらい公共交通機関というのは今まで充実をしてきたというふうに、私もそれは理解しているのですけれども、ただこういう高齢化社会がさらに進行していくということになると、なかなか小樽のような山坂のまちで生活していくというのは非常に厳しいものがあると思います。

いうのは残していく、それから業務の効率化を図るという観点から、雇用・能力開発機構につきましては、これまでの行政改革側の主張どおり廃止いたしまして、今回、新たに高齢・障害者雇用支援機構と統合し、新たな法人を設置し、大学校をそちらに運営させようというのが基本的な考え方でございます。

ただ、一方では、その大学校につきましては、移管を希望する地方自治体には移管をしようという考え方も残っておりますので、今後、大学校がそれぞれ全国で10のブロックに設置をされておりますけれども、どういう形で大学校が残されていくかどうかということについては、まだ未確定な部分が残されているのではないかとこのように考えております。

林下委員

私は、例えば厚生労働省が批判のやり玉に上がった「私のしごと館」といったものが無駄な天下り先の施設だということで言われていますが、そういう施設とは全く違ってまして、やはり大学校の果たしてきた長年の役割というのは、技術大国と言われた日本の原点のような考え方でもあります。そういった意味でも、やはり今いろいろお話がありましたように、例えば国でそのまま存続をしてくれるということであれば問題がないと思うのですけれども、希望すれば道に移管するという話も並行して出ているということでありまして、今、その大学校が持っている設備とか、あるいはその機器の種類とかレベルは、非常に最新の機械がそろっているそうです。表現が悪いかもしれませんが、道内の工業系の大学よりもむしろ高度な機械を持っていると、研究できるというふうにも言われている面もあるそうですけれども、非常にそういった機器がある大学校を道に移管されても、移管されて以降、その設備を維持したり、あるいは教授陣を確保することがなかなか難しいというような学校側の意向もあるようなので、ぜひその点については、道からも当然そういう場面になるといろいろ相談があると思うのですけれども、地元小樽にある大学校ですから、小樽市としても、ぜひその点については明確に国の事業として引き続き行う分野であるという位置づけをしていただきたいと思います。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会に移します。

大橋委員

小樽 - 余市間の高速道路について

まず、小樽 - 余市間の高速道路のことでお尋ねするのですが、これは小樽市直接の事業では当然ないのですが、10月、11月にかけて道路が通る地先住民に対しての一連の説明会が行われました。その説明を聞いたその道路が通ることによっていろいろな影響を受ける地元の方々から、最初の話と全然違うではないかという声が私のほうに寄せられております。それで、どうしてこんなことになったのかということでありまして、それに関して質問をしたいと思っております。

まず、一番のポイントとなる、小樽市民が利用する場合に、どこで乗ってどこで降りてという、上下の乗りおりの部分について御説明をお願いします。

（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

余市 - 小樽間の高速道路にかかわります御質問でございますけれども、今のところ、小樽 - 余市間の路線は、札幌道を札幌から小樽に向かって進んでまいりますと、ちょうど朝里のベイビュータウンの手前のところから左に折れて、市街地の山側を通りまして余市方面につながっていくことになっております。この分岐点が、仮称小樽ジャンクションという名称になります。

それで、この路線、当初の計画では4車線なのですが、建設コストの縮減ということがございまして、当面暫定2車線で建設されまして、ジャンクションにつきましても、この建設コストの縮減ということで、余市側から参りますと、札幌方面には真っすぐ抜けていく部分は建設されますけれども、小樽方向に戻る部分は、用地の確

保はいたしますけれども、建設は先送りされるという形になっております。

大橋委員

小樽市民が余市に行くのにこの道路を利用しようと思ったら、塩谷から乗るしかないのです。つまり、全然利用価値がないということが一つ出ています。

それから、もちろんもう一つ、その朝里のところのジャンクションも当初と全然違いまして、乗りおりのできないような形になっています。

それと、もう一つ問題点というのは、余市までの計画は聞いたけれども、その次はどうなるのかということが全然説明されなくなってしまった。つまり佐藤静雄元衆議院議員が小樽につくるという話をしたときには、結局高速道路という形ではなかなかできないけれども、いわゆる国の直轄道路というような形で、高速道路ではない自動車専用道路だから、道内の業者にも仕事の回る道路なのだという非常に夢のあるように話していて、それからいろいろの説明があったわけですがけれども、その説明の段階でも、今おっしゃったような形の中途半端な道路になるということは全く説明がなくて、いきなりこの間の発表でそういう中途半端なものになりますということで出てきたのです。それで、結局地元の方々が言っているのは、いきなりそういう説明がされたけれども、それでは結局小樽市は、その説明までの過程の中でどういう要請をして、どういうふうにかかわってきたのかという疑問が寄せられているのです。ですから、余市から黒松内への延伸の部分の予定はどういうふうになっていくのか、それからまたこの計画がぼんと縮まった形で、非常に不便な形で出てくることに対して、今まで小樽市としてどういう対応をとっていたのかという部分についてお尋ねします。

（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

2点ほどお尋ねがございまして、余市から黒松内までの開通の見通しということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、現在のところ、まだいつ開通するというような見通しは立っておりません。余市 - 黒松内間は国土開発幹線自動車道でございますので、国土開発幹線自動車道建設会議で、現在のところは余市 - 黒松内間は基本計画区間となっております、これが整備計画区間に格上げされて、その後で国土交通大臣が建設事業主体を指定しなければ整備されないわけでございます。

それから、この流れとは別に、国土交通省が現在、今後の具体的な道路整備の姿を示した、いわゆる中期計画という5か年の計画を策定中でございまして、そちらのほうも今後の整備について大いに関係してくるところでございます。それで、この中期計画の中に、この路線がしっかりと盛り込まれまして、さらに国土開発幹線自動車道建設会議で整備計画区間とならなければ着工されないわけでございますので、私どもといたしましても、管内全市町村で組織いたしております期成会で要望活動のほか、本年3月には余市町で建設促進の総決起大会を開催いたしましたし、先月18日には倶知安町で道づくりのシンポジウムを開催いたしまして、黒松内 - 小樽間の重要性をアピールしているところでございます。

それから、確かに現在の状況では不便を生じる部分につきましては、委員がおっしゃったとおりでございますけれども、これはあくまでも段階的な整備の途中ということでございまして、黒松内までの整備が完成するための一つのステップであるというふうには今のところは御理解をいただくしかないというふうに考えております。期成会といたしましては、これまでも小樽 - 余市間の早期着工と、それから当初計画どおりの整備実現につきましても要望してまいりましたけれども、まずこの部分から着工いたしまして、そして全線が開通することによって、この路線が道南と道央を結んで、最短の高速道路として本来の役割を果たすことになると思いますので、そうなりますと交通量も増加して、ジャンクションなども含めまして当初計画どおりの整備が段階的に進んでいくものというふうに考えております。

大橋委員

最初に夢を語った佐藤静雄元衆議院議員がいないのだから、ちょっと文句のつけどころがないという。ただ、そ

ういうふうには土地を提供したり、いろいろな形でこの道路にかかわっている市民の間からは約束が違うのではないかという声がありますので、そここのところは市のほうとしてもきちんと押さえて、これからの交渉をお願いしたいと思えます。

下水道工事の入札について

次に、代表質問の中で、下水道工事の入札についてお尋ねしました。それで、まずその中で私は、地元で10.5パーセントしか落ちていないのではないかとということで、もっと地元貢献がされないといけないのではないかとということで質問をしましたが、こここのところはちょっと訂正しなければいけないというふうに思えます。その後、こういう状態というのはどうなのだとということで地元の業者の何人かと話をしました。そうしましたら、いわゆる下請というような形で小樽市内に数億円単位で結局お金が落ちてきています。それで、地元としては、自分たちのでき得る能力の範囲では目いっぱいの仕事をもらっていて、こういう特殊な重電関係の工事ですから、地元でできない技術的な問題という部分では納得していますという話がありましたので、その部分は、そういう形であるということをおも納得しましたので、まず話をさせていただきます。

ただ、納得できない部分は、入札という行為の中で、1社しかないというのが7件中4件で、過半数を占めているというこの事実はやはり少し論議しなければいけないだろうというふうに思えます。

それで、まず1社だけと話をしたのかという質問をしたときに、いや、ほかにも見積依頼とかを数社にしていますというお話をされていまして、これは他にどんな会社に見積依頼をしたのか、その会社名を教えてくださいたいと思えます。

（水道）整備推進課長

1社入札にかかわった工事の見積依頼先についてであります。さきの代表質問の中でも、国が策定した見積要領に基づきまして、3社以上に見積りを徴しているという答弁をさせていただいておりますけれども、4件の工事について説明いたします。

まず、1件目の工事ですが、中央下水終末処理場水処理施設電気設備工事であります。それらの工事の中に含まれるコントロールセンターの補助継電気盤、計装盤などの機器につきましては、メンテナンスや納入実績を考慮いたしまして、株式会社明電舎、株式会社東芝、日新電機株式会社、神鋼電機株式会社の4社から徴しております。また、道内の企業で製作の可能な受変電盤や動力制御盤、現場盤につきましては、道内企業の株式会社日照電機製作所、株式会社山形電機製作所、株式会社月寒製作所の3社から見積りを徴しております。

次に、勝納中継ポンプ場電気設備工事についてでありますけれども、同じくコントロールセンターなどの機器につきましては、株式会社明電舎、それから株式会社東芝、日新電機株式会社、神電エンジニアリング株式会社の4社から、また道内の企業で製作が可能な受変電盤などにつきましては、株式会社日照電機製作所、株式会社前田電機製作所、株式会社月寒製作所の3社から徴しております。

続きまして、次に勝納中継ポンプ場機械設備工事でございますが、これにつきましては、受注後、設計をして製作する機器と、汎用品に分けて見積りを徴しております。製作品につきましては、メンテナンスや納入実績を考慮いたしまして、株式会社クボタ、JFEエンジニアリング株式会社、荏原環境エンジニアリング株式会社、株式会社神鋼環境エンジニアリングの4社から徴しております。また、汎用品につきましては、株式会社キトー、中山機械株式会社、象印チェーンブロック株式会社、新明和工業株式会社、株式会社荏原製作所、株式会社鶴見製作所、日本ポリエステル株式会社、大道プラスチック工業株式会社、北海道セキスイ商事株式会社、清水鋼機株式会社、理建工業株式会社、豊平製鋼株式会社の12社から徴しております。

最後に、桂岡第1マンホールポンプ場外11件機械設備工事についてでございますが、この汚水ポンプなどの機器につきましては、メンテナンスや納入実績を考慮いたしまして、新明和工業株式会社、株式会社石垣、三立機電株式会社の3社から見積りを徴しております。

大橋委員

これは、見積りを徴したというのは要するに見積りを向こうが出してきたということですね。

（水道）整備推進課長

そのとおりでございます。

大橋委員

これだけの会社が、見積りを出してきておいて、それでいざここで入札となったら 1 社しか出てこないという、非常に不自然な部分があるのですけれども、ただ業界それぞれの習慣とかいろいろなこともありますけれども、その部分からいうと、下水道工事の入札というのは、以前からこういう 1 社入札というのは多かったのですか。

（水道）整備推進課長

昨年度から条件付一般競争入札が導入されまして、そのころから、やはり企業それぞれの考え方が反映されているのか、1 社入札が増えてきています。

また、応札者がない工事なども見受けられるようになってきております。

大橋委員

今、応札者のない工事が見受けられるというお話が出まして、それで現実に小樽市の工事でも 1 件ありましたけれども、この応札者のない工事は、その後どうしましたか。

（水道）整備推進課長

今年度の応札がなかった工事についてでございますけれども、銭函下水終末処理場水処理棟機械設備工事でございます。その後の対応についてでございますけれども、指名競争入札に切り替えるなどして発注をする方法もありましたが、いずれも再度の入札には手続的に時間がかかるものですから、工事内容の一部が工期的に厳しく、3 月までの工期の設定では完成が困難ということもございまして、工期的に可能な部分だけ分離しまして、11月19日に入札を執行しております。なお、分離した残りの工事につきましては、業務に支障のないことから、来年度以降に、改めて発注することにしております。

大橋委員

これは、私がこれから言うことは何の証拠もない話で、聞き流してもらって以外方法のない話ですけれども、札幌市の官製談合とかがあのようなことで、非常に談合について厳しくなっております。入札に何社か応じると、必ず落札率とかいろいろなことで談合の疑いをかけられてしまうので、最初から入札に応じないという形で調整が行われているという話をうわさとして聞いております。ただ、議会の中で、私は何の証拠も持っていませんので、そういうような状況というか、そういう部分が結局見られる傾向があるというところから、やはり小樽市として今後入札に臨む場合に、いろいろ考慮してやっていただきたい。

それで、その中において、明電舎をなぜ外さなかったのかという質問をしましたがけれども、そのときにはまだ札幌市の処分が出ていないから外しませんでしたという御答弁ですけれども、処分が出ていないから外さなかったというのは理論的には正しいのしょうけれども、あれだけ大騒ぎになっている中で、見積りをとったりする作業をしているわけですから、やはりそういう段階の中で、あそこまで疑惑の中に包まれてしまって報道されている場合には、外すとかという行動をとるべきだったというふうに思いますけれども、その部分だけお答えください。

水道局長

先般、市長も答弁いたしましたけれども、このときの判断といたしましては、指名停止措置がされていないという判断の下で執行したということが、そのときの私どもの考え方でありまして、こういった事例がこれから出るかどうかわかりませんが、その辺は、慎重にまた対応していきたいというふうに考えております。

大橋委員

焼却残灰について

新しい焼却炉が今年着工したわけですが、その焼却残灰のことでお尋ねをいたします。

新しい焼却炉による灰の量と、それから、それを産業廃棄物として処理するということですので、平成21年度から、産業廃棄物処分手数料も上がりますので、産業廃棄物としての処理費用についてお尋ねします。

（水道）整備推進課長

新焼却炉から発生する灰の処分についてでございますけれども、現在建設中でありまして新しい焼却炉は、平成21年7月から試運転を行いまして、9月には本稼働を予定してございます。

現在稼働しているストーカ炉から発生する灰の量は、19年度実績で年間約510トンでございます。これに対しまして、新しい循環式流動炉から発生する灰の量は、焼却する汚泥の量が19年度と同じというふうに仮定しますと、年間約1,100トンになり、2倍程度に増加する見込みでございます。

また、その産業廃棄物処分手数料につきましては、今の料金でありますと、増加分は354万円となりますが、委員がおっしゃいましたように、21年度から処分料が上がりますので、1トン当たり1,100円上がるというふうに聞いておりますので、その価格を計算いたしますと475万円の増加を見込むものであります。

しかしながら、新焼却炉が完成し、21年度は9月から処理方法の変更によりまして、汚泥処理トータルコストは約3,000万円程度減少する予定でございます。また、さらに22年度につきましては、当初から新処理方式となりますので、さらに維持管理費の低減が図られるものと考えております。

大橋委員

それで、汚泥を焼却するわけですが、これはリサイクル、循環型社会という観点から、今、各地で汚泥を何とか利用しようということで研究されています。国家プロジェクトとして、そこからりんをとる工場を各地につくるとい話もありますけれども、小樽市としては、この汚泥それから焼却灰といったものに対してのリサイクル的な利用の仕方などについては、どのような考え方を持っていますか。

（水道）整備推進課長

新焼却炉から発生する灰の有効利用についてでございますが、アスファルト合材の資材の一部として利用が可能というふうに考えてございます。神戸市などでは、これを実用化しております。

また、岐阜市では、委員がおっしゃったように、灰からりんを回収して肥料に活用しておりますが、今後、本市でも可能であるか研究してまいりたいというふうに考えてございます。

大橋委員

コストとか、いろいろな問題はあられるでしょうけれども、やはり循環型社会という中で、小樽市もそういう研究を続けていただきたいというふうに要望いたします。

地域の高齢者の見守りについて

それでは、地域の高齢者の見守りについて質問しますが、これは地域で、いわゆる病気なのかどうかかわからない、郵便物がたまっていたりして近所の人がか心配しているとか、それから何日か後に孤独死で発見されたとかという問題の中で、今、小樽は市民などいろいろな人が見守ってほしいということで動いているわけですが、それでは見守った人がどうもここが怪しいといったときにどうするのかということで質問をいたしました。それに対して、いざ何かが発生していた場合には、民生委員や警察など、いろいろなネットワークがありますという御説明はいただきましたけれども、一番単純な部分の、疑問を持った市民がどこへ聞きに行ったらいいのか、そしてそれがどういうふうに処理されるのかという相談窓口を市民がわかる形で設置してほしいということを要望したので、それに対しての明確な御答弁はなかったと思いますので、それについてお尋ねいたします。

（福祉）地域福祉課長

委員もおっしゃっていましたが、日常的に、民生委員や町会の活動、あとネットワークがある地域もありますので、そういった中でやっている部分もありますけれども、日常的には三つの日常生活圏域ごとに設置してお

ります地域包括支援センターが、この住みなれた地域で高齢者が安心して継続して生活できるような必要な支援を担っているというようなこともありますので、そういう高齢者の何らかの異変に対しては、地域包括支援センターに相談していただければとも思っておりますし、新聞が何日もたまっているというような場合であれば、地域包括支援センターでもよろしいですし、我々市の地域福祉課や介護保険課、あとは警察署などに連絡をいただければ、地域の実情に詳しい担当する民生委員を紹介して、様子を見に行っていただくなどして連携して対応していきたいというふうに思っております。

市長

見守りの指令塔の話だと思いますけれども、実は午前中に、小樽警察署長とちょっと懇談したのですが、孤独死がすごく増えているそうです。今まで、昨年ぐらいだと年間160人ぐらいいたのだけれども、今年はもう現在200人を超えているというのです。その話を聞きましたけれども、これはもう非常に大きな問題であるというふうに思っています。たまたま署長から、羽幌町の例のお話がありまして、羽幌町では何人かのグループをつくりまして、1人が1人に、AさんがBさんに電話する、BさんがCさんに電話する、それでそれぞれ確認し合うそうです。そして、6人ぐらいのグループで一回りして、最終の人が全部確認を終わったら、その指令塔みたいな、役所と言っていましたけれども、役場に電話して、全員が元気にしているというシステムをつくったそうです。これは参考になるのではないかとのお話だったので、小さいまちですからできるのだらうと思いましたが、一つのその事例としてこういったことも考えて、検討していく必要があるのではないかと。グループ化をしていて、1人の人が5軒も6軒も電話するといったら大変ですから、1人が1人にかける、AさんからBさん、BさんからCさん、CさんからDさんというふうにやっていて、最終の人が全員が元気ですという話であれば安心ですし、どこかで通じなければ、それこそ民生委員とかに連絡をして、そしてそのうちに行くという何かシステムを羽幌町でやっているといえますから、羽幌町の調査・研究をして、取り組んでみたいと思っています。

大橋委員

ありがとうございます。今まで、孤独死が何人ぐらいいるのかということを質疑の中で聞いたことは何回かあるのですけれども、わかりませんという御答弁しかなかったものですから、今日初めて160人、200人という驚くような数字を聞きまして、これだけいるのなら、我々の身近で、あの人も孤独死してしまったという話が身近で年に何件か出てくるのも無理はないというふうに感じました。

給食サービスについて

それでは、質問を変えます。

給食サービスについて、積極的に取り組んでいきたいという御答弁はいただいていますけれども、この利用料金の集金をどうしているのかということと、それから従来利用されていた方というのは、ずっと継続して利用していく傾向があるのか、それともあまり継続しないで、入れ替わりがあったりしているのか、そのところの現状はどうでしょうか。

（医療保険）介護保険課長

最初に利用料金の集金方法についてでありますけれども、まず1食が510円分の弁当をそのうち利用者負担が300円ということになっております。これの集金方法についてでありますけれども、基本的にはボランティアの方が利用者の方から受け取って、弁当をつくっている業者に渡しているという流れになっております。

配食サービスの流れについて説明いたしますと、毎週金曜日に、社会福祉協議会が給食調理を委託している事業所が、弁当をそれぞれの地区の場所に届けます。ボランティアの方が、そこからその弁当を持って利用者の個々人のお宅に配って歩くという形をとっております。そのときに、その弁当と引換えに次の週の分も給食費の利用者負担分もいただいておりますが、翌週の1回分をいただくのと、それから一月分を納めていただくのと、二通りの形をとっているということでありまして、それぞれの地区で、やりやすい形でやっているというふうに聞いております。

そのようにしてボランティアの方が集めたその利用料金を、翌週、その町内会館なりに集まって、その事業者に次に会ったときにその分を渡すという形で集金した金額が事業所のほうに行くというふうな流れになっております。

もう一つの従来からの利用者の方のその状況についてですけれども、この給食サービスの利用が平成 5 年度から始まっておりまして、その中で、12 月現在では利用者が 175 人おります。それで、1 年未満の利用者が 30 人で、1 年以上 3 年未満の利用者が 65 人、それから 3 年以上 6 年未満の利用者が 39 人、それから 6 年以上 10 年未満の利用者が 33 人、10 年以上の利用者が 8 人おります。この 10 年以上の利用者 8 人の中には、開始当時、5 年度から利用している方も 2 人含まれております。こういうふうに見ますと、例えばこれを 6 年以上利用している方に、まとめてみますと 41 人となりまして、23.4 パーセントの方が 6 年以上使っているというふうな数字になります。

大橋委員

高齢の方が相手ですから、10 年とか利用していただいているというのはなかなか素晴らしいことだと思います。私の質問の立場から最初に申し上げたとおり、市のほうからこれをやってくれと言われても、私の地区ではできませんというところから発想が入ってしまっているものですから、現在、積極的にこれをやったださっているボランティアの方々からのこの制度に対しての評価といたしますか、御意見とかを聞いていければ、教えていただきたいと思っております。

（医療保険）介護保険課長

実際にボランティアとしてやっていただいている方からの御意見なのですけれども、基本的には、自分がやってみて、近所の高齢者の方の様子がわかる大変意義のある事業だと思いますとか、配食をすることを通じて、社会とのつながりが自分でも感じられて、自分も生き生きとしてくる。それから、何かそのきっかけがなければいきなり訪問はできないのですけれども、弁当があると、それを届けるということで訪問できて、高齢者の方とも仲よくなれる。毎週そのように決められたところに届けるということは、やる前は大変だと思っていましたけれども、やってみたら、そんなに苦ではなかった、そういうふうな御意見が社会福祉協議会のほうに届いているということです。

大橋委員

今後の実施拡大に向けてお伺いしたいと思っておりますけれども、これはそれこそ毎年度 20 地区 100 名の増加を計画しているということで、地域の協力を募ったり、いろいろ拡大をしたいという意気込みが今出てきて、それでそれについての方策を、現在考え中だということなので、これは今後の拡大に向けての方策、基本方針をどういうふうに考えているか。それから、現在は週に 1 食という形で見守り等を行っているわけですけれども、ただその中で 3 食、4 食ということもよその事例とかを調べながら考えていきたい、そういうことも御答弁でいただいております。そういうような部分で、まだ固まっていないお話だと思いますけれども、今後どういう方向に行かれるのか、どういことをしていきたいのか、これについては固まっていない話ですから、医療保険部長にお尋ねしたいと思います。

医療保険部長

実は、この高齢者の給食サービスに関しましては、第 3 回定例会の中でも御議論をいただいておりますし、現在進めています第 4 期介護保険事業計画の策定委員会の中でも、この拡大に向けて実は話題になってございます。我々としまして、第 4 期の部分につきましては、先日、市長のほうから答弁していますように、週 1 回で地域を 1 年間に 20 地区 100 名程度、この期間の中にはやっていきたいということです。

しかしながら、ボランティアということをやりますと限界があるということは我々も承知をしておりますので、そうなりますと、道内の状況を見ましても、委託業者によりまして配食サービスという形が全道的にはほとんどできております。そういった中で、我々は、現在、週に 1 回 1 食でございますけれども、この食数を増やす、あるいはその地域を増やしていくという中でいきますと、非常にボランティアにも限界があるというふうに思っています。

ただ、今言いましたとおり、配食回数を増やすとか、あるいはまた地区を増やしていくといった、さまざまな中では、例えばその届ける食事の内容も高齢者に合ったカロリー量を考えると、あるいは細かく刻んだ、俗に言う特別食であるとか、そういった取組をやっているところもございます。それに伴いまして、やはりその回数によって個人負担の額であるとか、あるいはまた委託する費用の問題、さらにはまた、現在もボランティアの方に見守りも含めてやっていただいております、そこは非常にある意味で成功している地区でございますので、そこに委託業者がボランティアの方々と別な形で入っていったときに、そういった意味でのすみ分けといたしまししょうか、そういったこともありますものですから、我々としては、道内ほとんどの市で同じような事業に取り組んでございますので、今言いましたように、費用面であるとか、あるいはまたボランティアとの兼ね合い、そういったものも詳細に調査をしまして、拡大に向けてはそういった意味での業者ということは大きなウエートになっていくのではないかとこのように考えているところでございます。なるべく、我々としても、そういったことを詳細に調査しまして、方向性を探ってきている、そのように考えてございます。

委員長

平成会の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。